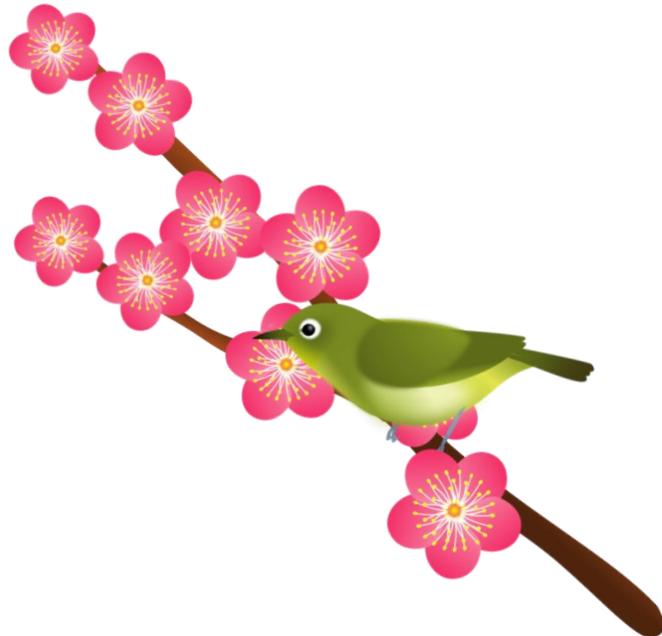


令和7年度
(2月期)
立 木
一般競争
入札案内書



物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を
ホームページに掲載しましたので、是非ご覧下さい!!

四国森林管理局ホームページ「注目情報」の立木販売をクリック
<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.htm..>



一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします
<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>



四国森林管理局

森林整備課 088-821-2200
資源活用課 088-821-2170

徳島森林管理署	088-637-1230
香川森林管理事務所	087-866-6622
愛媛森林管理署	089-924-0550
四万十森林管理署	0880-34-3155
嶺北森林管理署	0887-76-2110
高知中部森林管理署	0887-58-3131
安芸森林管理署	0887-34-3145

公 告 事 項 (抜 粋)

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札して下さい。

1. 産物の所在場所	別紙 各署(所)案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
2. 産物の種類及び ・数量	別紙 各署(所)案内書「販売物件明細書」のとおりです。
3. 入札及び開札の 場所及び日時	別紙 各署(所)案内書のとおりです。
4. 郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 (封筒には朱字で「立木入札書在中」と明記してください)
5. 搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡を完了した日から起算して・・8ヶ月～36ヶ月
6. 入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理(支)局で行う資格審査を受けた有資格者に限ります。
7. 入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載下さい。
8. 落札者の決定	当署の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上いた場合には、「くじ」で落札者を決定します。
9. 入札保証金	入札保証金は免除します。
10. 代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は6ヶ月以内とします。
11. 代金の納入又は 延納担保の提供 期限	契約締結の日から起算して20日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は前日となりますので、ご注意願います。 また、今回の物件については収益分取者がおられますので、代金の納入分取割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12. 契約保証金	契約保証金は免除します。
13. 契約締結期限	別紙 各署(所)案内書のとおり
14. 適格請求書 (インボイス)	適格請求書(インボイス)の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分取育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下19のとおり。
15. 現地案内	別紙 各署(所)案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16. 特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17. その他	1) 落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5、契約解除の場合は100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。 2) 契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 3) 詳細については各署(所)に閲覧用を備え付けていますのでご覧下さい。
18. 問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては各署(所)にお問い合わせ願います。
19. 仕入税額控除の 対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※1 分取者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率10%)とは一致しない場合があります。 ※2 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

記

【愛媛署】 1号物件 (分収育林) 3. 22%
2号物件 (分収育林) 3. 00%

【四万十署】 1号物件 (分収育林) 6. 53%
2号物件 (分収育林) 7. 76%
3号物件 (分収育林) 7. 78%
4号物件 (分収育林) 8. 89%
8号物件 (分収造林) 3. 00%

【高知中部署】 1号物件 (分収育林) 8. 59%
2号物件 (分収育林) 8. 05%
3号物件 (分収育林) 5. 12%

【安芸署】 1号物件 (分収造林) 10. 00%
2号物件 (分収造林) 10. 00%

2月期公売物件一覧表

愛媛森林管理署

入札日：令和8年2月25日（水）11：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林 1062 林班り小班	ヒノキ	4,482	2,054.55	分収育林		○	
第2号	皆 伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林 1062 林班り1、り2 小班	ヒノキ外	11,859	5,121.31	分収育林		○	
第3号	皆 伐	愛媛県北宇和郡鬼北町川上 川上共有林 1 林班い、ろ小班	ヒノキ外	19,308	12,683.43	官行造林		○	
第4号	皆 伐	愛媛県北宇和郡鬼北町川上 川上共有林 2 林班い小班	ヒノキ外	12,662	9,331.60	官行造林		○	

四万十森林管理署

入札日：令和8年2月25日（水）14：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県土佐清水市大字斧積 辛川山国有林 1270 林班ろ1 小班	スギ外	9,300	5,603.84	分収育林		○	
第2号	皆 伐	高知県宿毛市山奈町大字山田 上大物川山国有林 1040 林班は1、ち小班	ヒノキ外	10,638	6,327.72	分収育林		○	
第3号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 桑ノ又山国有林 3219 林班い7 小班	ヒノキ外	8,210	4,932.22	分収育林	○		
第4号	皆 伐	高知県高岡郡檮原町中平 中平山国有林 4050 林班ろ小班	ヒノキ外	6,030	2,991.65	分収育林			
第5号	皆 伐	高知県四万十市西土佐藤の川 森房子官行造林 1 林班い小班	ヒノキ外	24,414	9,587.24	官行造林	○	○	
第6号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町折合 西村佳子官行造林 1 林班い小班	ヒノキ外	51,832	25,468.30	官行造林		○	
第7号	皆 伐	高知県宿毛市橋上町出井 出井官行造林 3 林班い小班	ヒノキ外	68,036	23,071.30	官行造林			
第8号	皆 伐	高知県幡多郡三原村宮ノ川 東畠ヶ谷山国有林 1009 林班ち小班	ヒノキ外	12,562	6,158.71	分収造林	○		

高知中部森林管理署

入札日：令和8年2月25日（水）10：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県香美市物部町別府 杉ノ熊山国有林 70林班 い7小班	スギ外	5,739	5,464.13	分収育林			
第2号	皆 伐	高知県香美市物部町別府 杉ノ熊山国有林 70林班 い9小班	スギ外	5,893	6,353.18	分収育林			
第3号	皆 伐	高知県香美市物部町別府 杉ノ熊山国有林 70林班 い8小班	スギ外	6,068	4,637.25	分収育林			

安芸森林管理署

入札日：令和8年2月26日（木）10：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県安芸郡東洋町大字野根 別役稻木山国有林 1169林班 ろ小班	ヒノキ外	4,523	2,202.08	分収造林		○	
第2号	皆 伐	高知県安芸郡東洋町大字野根 別役稻木山国有林 1169林班 は小班	ヒノキ外	17,636	8,667.87	分収造林		○	

※各物件の詳細については、署毎の別件明細書をご覧下さい。

また、上記の公売物件一覧表に①搬出路、②選木土場、③近隣の落札箇所の欄を追加しました。

③、②の欄に「○」が記入されているものは、ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。

③の欄は、近隣（隣接国有林）で落札している公売箇所がある場合であり、発注年(R○.○)を掲載しています。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

- 事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。
- その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

- 事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

- 買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1_minaoshiR3.html)を遵守し、林地等の保全に努めること。
また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」
(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>)を前項3の事業着手届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

（売買物件以外の立木の保護等）

- 伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。
 - 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。
 - 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。
 - 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

- 末木枝条等の処理に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して充分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に集積しないこと。
 - 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の（3）及び（4）に注意して処理すること。
 - 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。
 - 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1箇所へ大量に集積しないこと。

また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確認すること。

（林野火災の防止）

- 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

(支障木の届出)

8 伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。

なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

(支障木買受申請書)

9 買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

(支障木調査時の立会)

10 第8項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

(支障木の伐倒)

11 支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時（以下「売払い手続きの完了」という。）以降に実行すること。

(支障木伐倒の特例)

12 前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。

(1) 第8項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径6センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径18センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径22センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。

(2) 第9項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

(伐倒済み支障木の保存)

13 前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

(物件以外の立木の伐倒禁止)

14 物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

(関係機関等への手続き)

15 公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

(作業中止命令等)

16 第1項から第15項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。

2 森林管理署長等は、第4項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。

この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(撤収作業開始の届出)

17 買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の1週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

(撤収方法の指示)

18 前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

(作業終了後の処理)

19 使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

(搬出済届)

20 買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

(跡地検査の立会)

21 物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

森林作業道の作設にかかる特約事項

(森林作業道の作設にかかる申請・承認)

1 買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）

（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html>）を遵守すること。

2 買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

(各種法令制限林に係る（土地の形質変更等）手続き)

3 買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林（保安林内作業許可申請等）に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

(宅地造成及び特定盛土等規制法の許可申請又は届出)

4 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「盛土規制法」という。）の規制区域で森林作業道作設にあたり、やむを得ず盛土規制法の規制対象となる規模の残土が発生し処理する際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

(森林作業道の仕様等)

5 買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、「森林作業道作設標準例」

（<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>）に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、森林作業道の起点及び終点が利用の態様が異なる道路と接続する場合に車両等の侵入ができない処置を講じることを基本とする。

ただし、森林管理署長等から四国森林管理局の「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲート設置の指示があった場合は、これに従うこと。

なお、ゲートは官給品とする。

(森林作業道作設の是正指示)

6 四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

(盛土の是正指示)

7 盛土規制法の規制区域で規制対象となる規模の残土の処理が常時安全な状態に維持できていない場合は、森林管理署長等から是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

(森林作業道作設の中止及び原状回復の指示)

8 是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中

止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

9 買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

(既設の森林作業道の使用について)

10 買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林管理署長等の承認を受けること。

また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

分収育林箇所の立木販売における特約事項

- 1 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。
- 2 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - (2) 費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。
なお、費用負担者が不明等の場合は、国が指定する法務省に供託すること。
 - (3) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数
別紙 各署（所）案内書に記載のとおり
- 3 延納金及び延滞金
 - (1) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。
 - (2) 売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。
- 4 売払立木の引渡し
買受人が代金を、官収分・民収分（供託を含む）すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。
- 5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

- 1 分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。
- 2 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - (2) 分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。
この払込にかかる費用は買受人が負担すること。
- 3 延納金及び延滞金
 - (1) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。
 - (2) 売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。
- 4 売払立木の引渡し
買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。
- 5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに森林管理署長等と売買等にかかる契約を別途締結すること。

愛媛森林管理署入札案内書

(第8回)

〒791-8023
愛媛県松山市朝美2丁目6-32
TEL:089-924-0550
FAX:089-924-0598

入札日時：令和8年2月25日(水)実施(11時00分締切 即時開札)

入札場所：愛媛森林管理署 会議室

契約締結期限：令和8年3月4日(水)

売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹 種	本 数	材 積	備 考
第1号	皆伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林1062林班り小班	ヒノキ	4,482	2,054.55	分収育林
第2号	皆伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林1062林班り1、り2小班	ヒノキ外	11,859	5,121.31	分収育林
第3号	皆伐	愛媛県北宇和郡鬼北町川上 川上共有林1林班い、ろ小班	ヒノキ外	19,308	12,683.43	官行造林
第4号	皆伐	愛媛県北宇和郡鬼北町川上 川上共有林2林班い小班	ヒノキ外	12,662	9,331.60	官行造林

(別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

壳払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	39名	0	67.86口
第2号	55名	0	95.75口

販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第1号

2(物件所在地) 愛媛県西条市大字氷見
及び国有林名等) 長谷山国有林1062林班り小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 4.43 ha

5(林齢) 56年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
ヒノキ	4,482	2,054.55	
計	4,482	2,054.55	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

長谷山国有林1062林班り小班

4.43 ha

56年生

第1号

ヒノキ																
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																
10	1	0.03														
12	3	0.23														
14	35	3.85														
16	190	28.50														
18	349	73.29														
20	481	129.87														
22	640	217.60														
24	692	276.80														
26	675	330.75														
28	496	272.80														
30	381	255.27														
32	235	173.90														
34	152	132.24														
36	80	76.80														
38	38	39.90														
40	22	26.40														
42	7	9.17														
44	5	7.15														
46																
48																
50																
52																
54																
56																
58																
60																
62																
64																
66																
68																
70																
72																
74																
76																
78																
80																
82																
計	4,482	2,054.55													4,482	2,054.55

第七次国有林野施業実施計画図

立木物件位置図

(第1号物件)

長谷山国有林 1062林班 り小班

面積: 4.43ha

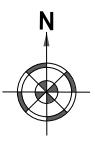
凡例 売伐区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1

理署

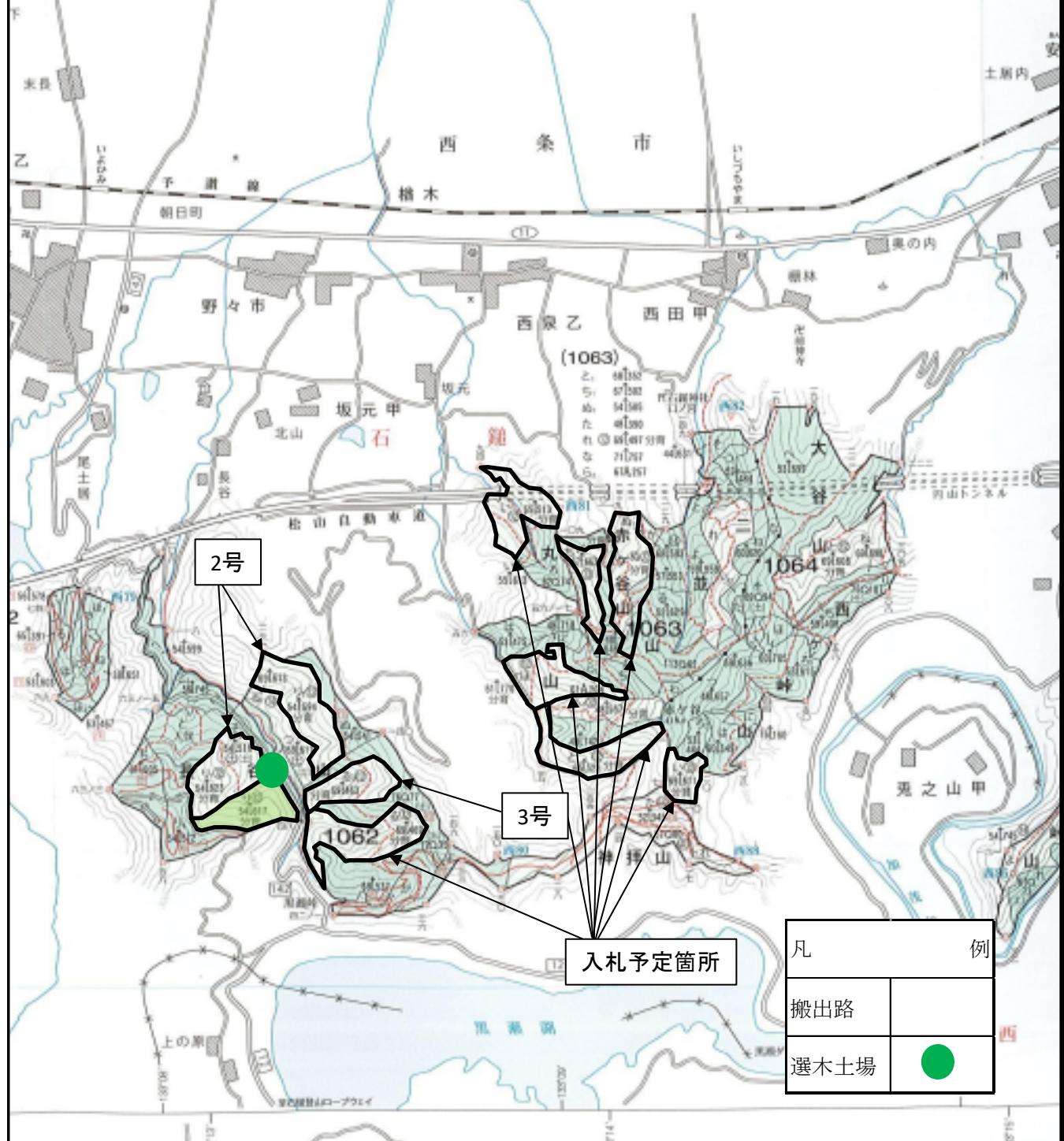
2

耐立



重信・肱川広域流域

東予森林計画区



立木物件位置図

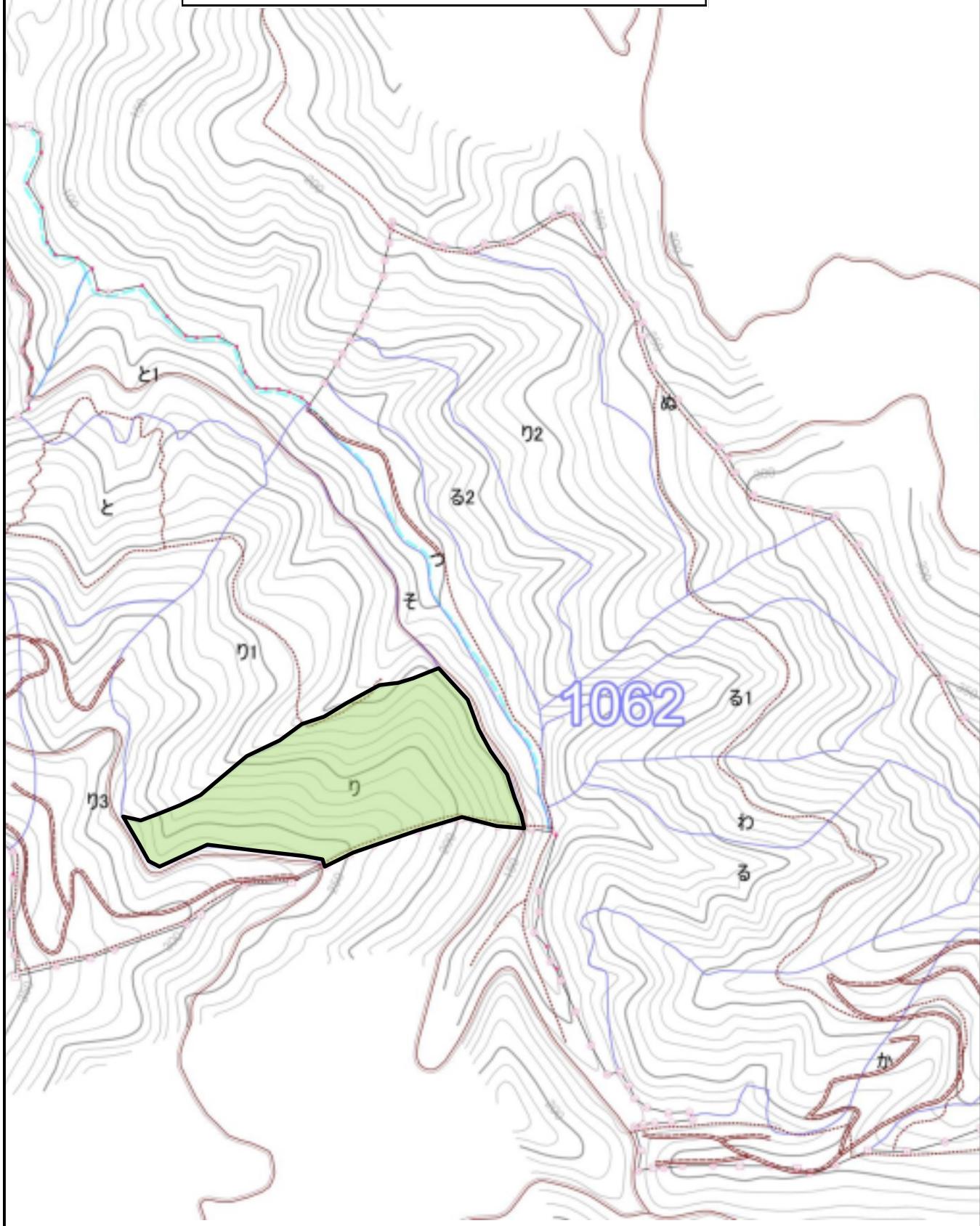
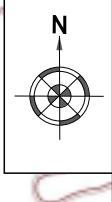
(第1号物件)

長谷山国有林 1062林班 り小班

面積:4.43ha

凡例 売査区域(皆伐) ■

縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地) 愛媛県西条市大字氷見
及び国有林名等) 長谷山国有林1062林班り1、り2小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.83 ha り1
6.72 ha り2] 12.55ha

5(林齢) 56 年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積 (m ³)	備考
ヒノキ	11,842	5,115.49	
アカマツ	1	0.34	
ミズメ	1	0.44	
ナラ	1	0.63	
その他	14	4.41	
計	11,859	5,121.31	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

長谷山国有林1062林班り1、り2小班

12.55ha

56年生

第2号

直 径	ヒノキ		アカマツ		ミズメ		ナラ		その他L					
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	9	0.27												
12	33	1.98												
14	153	15.30												
16	419	58.66												
18	844	165.08												
20	1,336	334.00												
22	1,662	525.64												
24	1,921	742.34							6	1.54				
26	1,600	716.38	1	0.34					4	1.40				
28	1,211	641.83							4	1.47				
30	1,104	676.35			1	0.44								
32	682	469.30												
34	420	336.50					1	0.63						
36	225	198.60												
38	125	122.30												
40	59	62.71												
42	31	37.65												
44	4	4.92												
46	3	4.23												
48	1	1.45												
50														
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	11,842	5,115.49	1	0.34	1	0.44	1	0.63	14	4.41				
											11,859	5,121.31		

14(物件明細)

長谷山国有林1062林班り1小班

5.83ha

56年生

第2号

直 径	ヒノキ		ミズメ		その他L		本 数		材 積		本 数		材 積		本 数		材 積	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																		
10	2	0.06																
12	7	0.42																
14	28	2.80																
16	89	12.46																
18	236	49.56																
20	352	88.00																
22	521	171.93																
24	618	247.20				1	0.24											
26	619	284.74					1	0.34										
28	513	271.89					3	1.05										
30	465	292.95	1	0.44														
32	309	219.39																
34	178	147.74																
36	102	92.82																
38	71	71.00																
40	27	29.43																
42	21	26.25																
44																		
46	1	1.55																
48	1	1.45																
50																		
52																		
54																		
56																		
58																		
60																		
62																		
64																		
66																		
68																		
70																		
72																		
74																		
76																		
78																		
80																		
82																		
計	4,160	2,011.64	1	0.44	5	1.63										4,166	2,013.71	

14(物件明細)

長谷山国有林1062林班り2小班

6.72ha

56年生

第2号

直 径	ヒノキ		アカマツ		ナラ		その他L							
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	7	0.21												
12	26	1.56												
14	125	12.50												
16	330	46.20												
18	608	115.52												
20	984	246.00												
22	1,141	353.71												
24	1,303	495.14					5	1.30						
26	981	431.64	1	0.34			3	1.06						
28	698	369.94					1	0.42						
30	639	383.40												
32	373	249.91												
34	242	188.76			1	0.63								
36	123	105.78												
38	54	51.30												
40	32	33.28												
42	10	11.40												
44	4	4.92												
46	2	2.68												
48														
50														
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	7,682	3,103.85	1	0.34	1	0.63	9	2.78						
												7,693	3,107.60	

第七次国有林野施業実施計画図

立木物件位置図

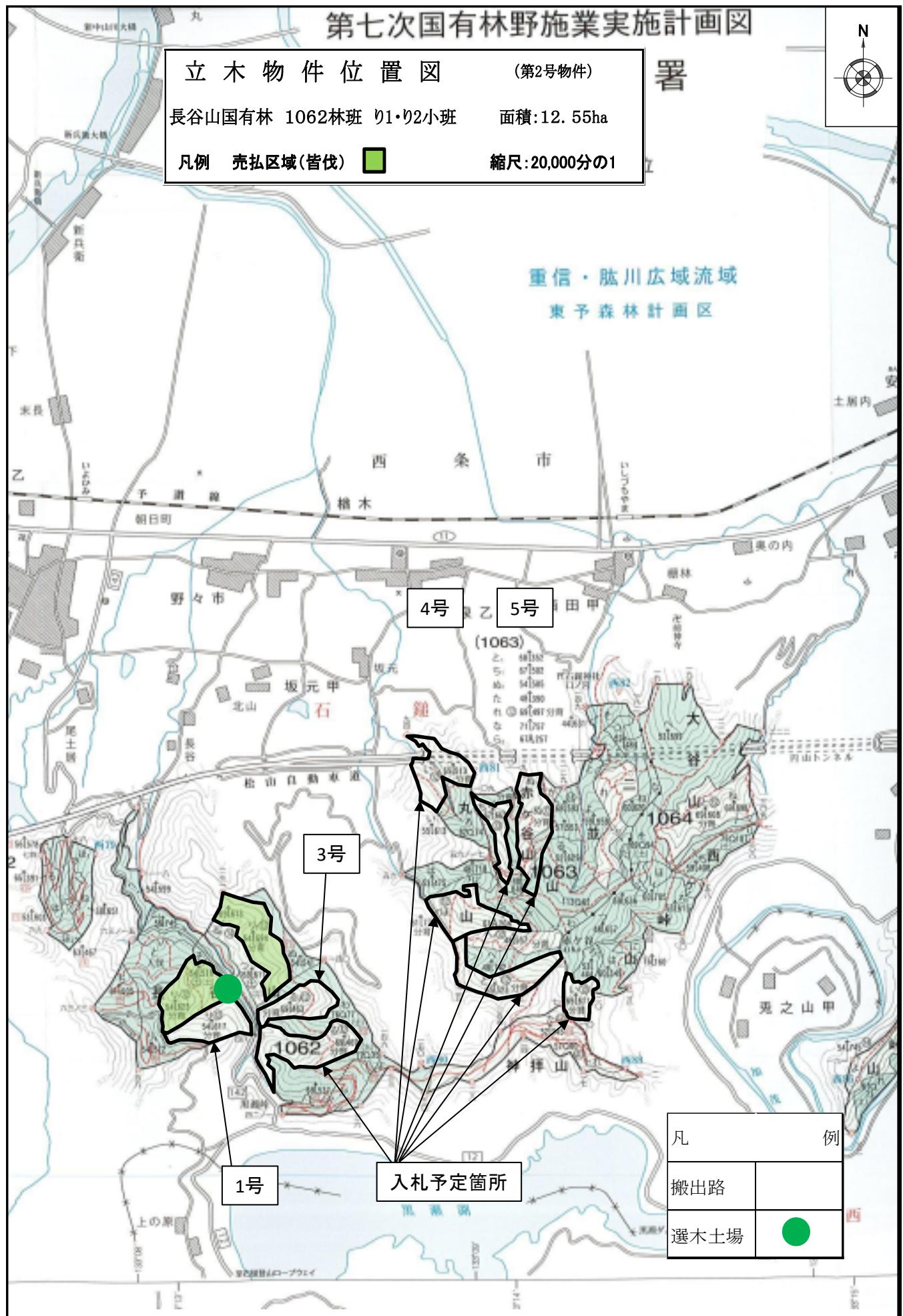
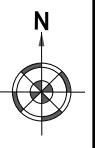
(第2号物件)

長谷山国有林 1062林班 り1・り2小班

面積: 12.55ha

凡例 売査区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1



立木物件位置図

(第2号物件)

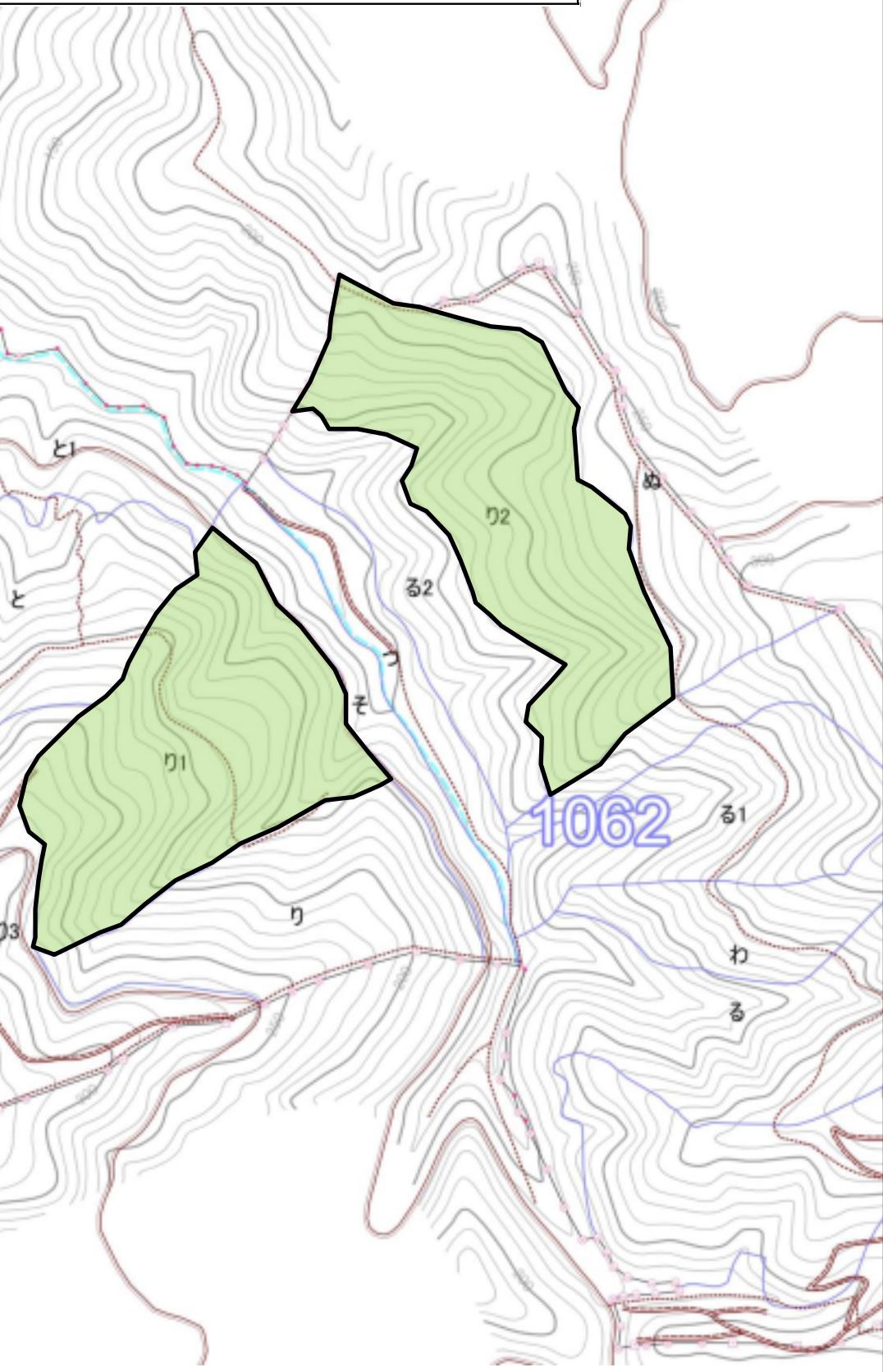
長谷山国有林 1062林班

面積: 12.55ha

凡例 売査区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第3号

2(物件所在地) 愛媛県北宇和郡鬼北町川上
及び国有林名等) 川上共有林1林班い、ろ小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 14.95ha い小班 17.08ha
2.13ha ろ小班

5(林齢) 69年生 い小班
77年生 ろ小班

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	2,113	1,678.62	
ヒノキ	17,014	10,916.81	
アカマツ	19	24.70	
サクラ	19	13.87	
その他	105	39.93	
L 低質材	38	9.50	
計	19,308	12,683.43	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林、鳥獣害防止対策(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、宇和島森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、官行造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

川上共有林 1林班 い、ろ小班

17.08ha

68年生外

第4号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		サクラ		その他		L低質材			
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10														
12	30	2.40												
14	45	5.40												
16	97	16.26	302	53.30										
18	123	29.01	844	203.99										
20	183	53.97	1,307	395.57										
22	135	48.60	1,609	616.90							38	9.50		
24	165	72.60	2,189	977.38					35	9.45				
26	183	98.61	1,880	1015.20					54	19.92				
28	150	94.50	2,197	1347.28										
30	198	144.72	1,875	1371.27										
32	111	97.02	1,551	1271.82			19	13.87						
34	195	196.98	1,082	991.10										
36	78	85.68	712	714.26					16	10.56				
38	81	104.40	374	432.80										
40	105	142.80	496	626.94										
42	30	44.40	320	438.40										
44	30	48.60	100	149.00	19	24.70								
46	63	119.25	96	154.40										
48	30	62.55	20	36.40										
50	45	108.45	60	120.80										
52	18	47.88												
54														
56	18	54.54												
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	2,113	1,678.62	17,014	10,916.81	19	24.70	19	13.87	105	39.93	38	9.50		
											19,308	12,683.43		

14(物件明細)

川上共有林 1林班 い小班

14.95ha

68年生

第3号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		サクラ		その他		L低質材			
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10														
12	30	2.40												
14	45	5.40												
16	60	9.60	140	23.80										
18	105	24.15	515	118.45										
20	165	47.85	960	288.00										
22	135	48.60	1,335	507.30							38	9.50		
24	165	72.60	1,715	754.60					19	5.13				
26	165	87.45	1,515	818.10					38	13.68				
28	150	94.50	1,960	1195.60										
30	180	129.60	1,620	1182.60										
32	75	63.00	1,460	1197.20			19	13.87						
34	105	98.70	920	837.20										
36	60	64.80	660	660.00										
38	45	54.00	320	368.00										
40	105	142.80	460	579.60										
42	30	44.40	320	438.40										
44	30	48.60	100	149.00	19	24.70								
46	45	81.45	80	129.60										
48	30	62.55	20	36.40										
50	45	108.45	60	120.80										
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	1,770	1,290.90	14,160	9,404.65	19	24.70	19	13.87	57	18.81	38	9.50		
													16,063	10,762.43

14(物件明細)

川上共有林 1林班 ろ小班

2.13ha

77年生

第3号

直 径	スギ		ヒノキ		その他のL									
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10														
12														
14														
16	37	6.66	162	29.50										
18	18	4.86	329	85.54										
20	18	6.12	347	107.57										
22			274	109.60										
24			474	222.78	16	4.32								
26	18	11.16	365	197.10	16	6.24								
28			237	151.68										
30	18	15.12	255	188.67										
32	36	34.02	91	74.62										
34	90	98.28	162	153.90										
36	18	20.88	52	54.26	16	10.56								
38	36	50.40	54	64.80										
40			36	47.34										
42														
44														
46	18	37.80	16	24.80										
48														
50														
52	18	47.88												
54														
56	18	54.54												
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	343	387.72	2,854	1,512.16	48	21.12								
													3,245	1,921.00

立木物件位置図

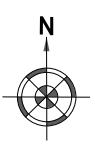
(第3号物件)

川上共有林 1班 い、ろ小班

面積:17.08ha

凡例 売払区域(皆伐) ■

縮尺:20,000分の1



川上共有林組合公有林野等官行造林地

事業図

令和3年度 作成

縮尺 1:20,000

横山

横井

上畠

面積 43.04ha

林班 1

面積 35.12ha

林班 2

4号

大岡

凡 例	
搬出路	
選木土場	■

0

1000 [m]

1:20,000

11次施業

積 78.1

立木物件位置図

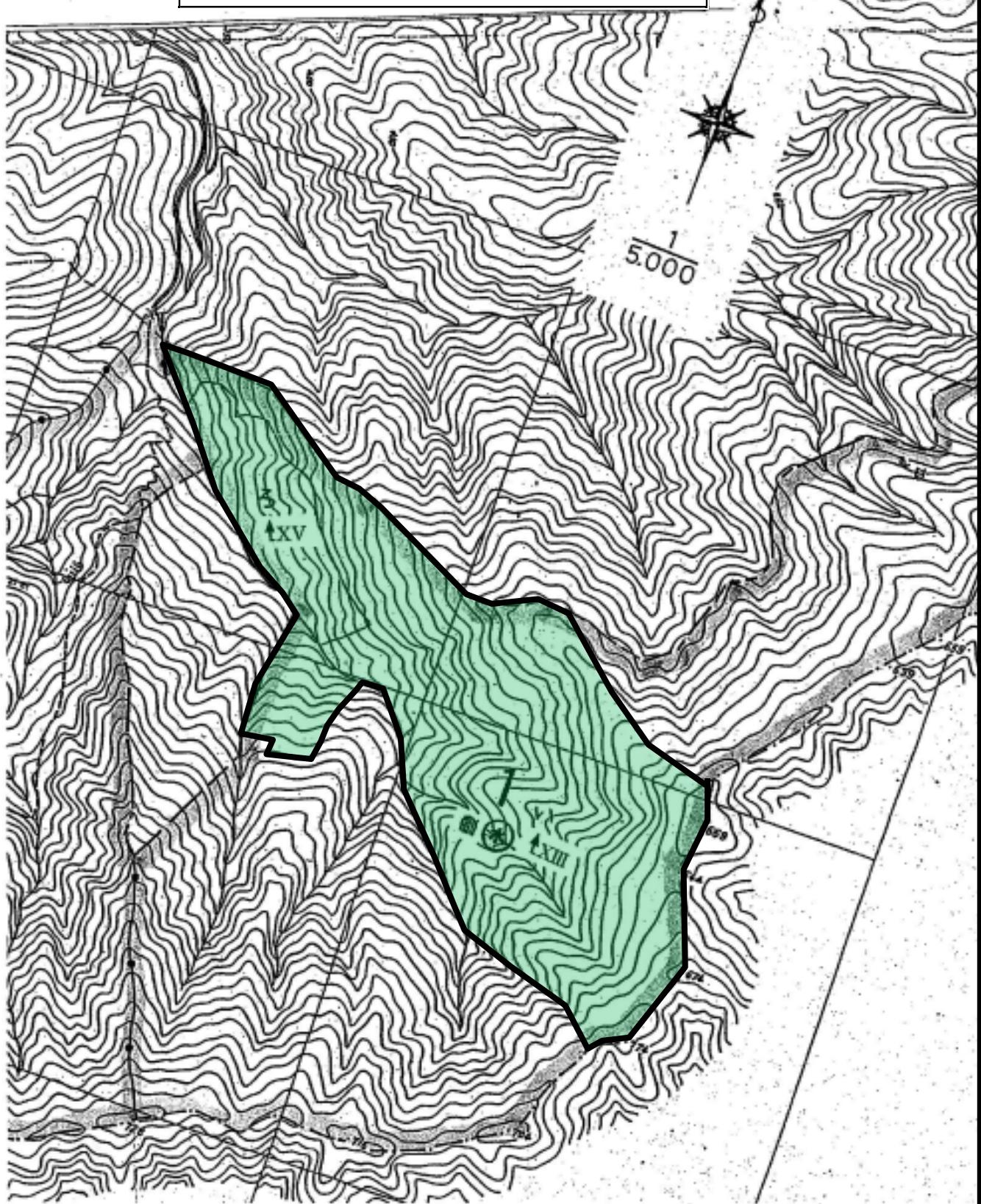
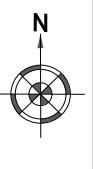
(第3号物件)

川上共有林 1班 い、ろ小班

面積: 17.08ha

凡例 売査区域(皆伐) ■

縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) **第4号**

2(物件所在地) 愛媛県北宇和郡鬼北町川上
及び国有林名等) 川上共有林2林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 15.76ha

5(林齢) 69年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積 (m ³)	備考
スギ	464	731.58	
ヒノキ	11,673	8,428.57	
アカマツ	15	8.10	
サクラ	15	11.25	
その他	240	91.80	
L低質材	255	60.30	
計	12,662	9,331.60	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林、鳥獣害防止対策(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、宇和島森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、官行造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

川上共有林 2林班 い小班

15.76ha

69年生

第4号

直 径	スギ		ヒノキ		カシ		サクラ		その他		L低質材			
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10			75	3.15										
12			30	2.25										
14			80	8.65										
16			149	22.20										
18	18	4.86	186	38.76										
20			389	104.28							90	16.80		
22			543	183.87							165	43.50		
24	33	13.26	981	408.12					75	23.10				
26			970	475.30					75	26.10				
28	36	19.62	1,172	678.11					45	18.45				
30	18	12.96	1,566	1048.62					30	17.40				
32	35	26.58	1,277	996.06					15	6.75				
34	18	13.50	1,361	1184.07	15	8.10								
36			1,208	1159.68										
38	18	23.76	613	674.30			15	11.25						
40	54	75.06	426	511.20										
42	18	26.64	306	400.86										
44	36	58.32	170	243.10										
46	18	32.58	102	165.24										
48			69	120.75										
50	54	120.42												
52	36	84.42												
54														
56														
58	18	48.96												
60	54	170.64												
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
82														
計	464	731.58	11,673	8,428.57	15	8.10	15	11.25	240	91.80	255	60.30		
											12,662	9,331.60		

立木物件位置図

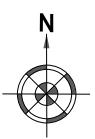
(第4号物件)

川上共有林 2林班 い小班

面積: 15.76ha

凡例 売払区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1



川上共有林組合公有林野等官行造林地

事業図

令和3年度 作成

縮尺 1:20,000

横山

滝谷

上畠

3号

面積 43.04ha

林班 1

面積 35.12ha

林班 2

葛川

大削

0

1000[m]

1:20,000

凡 例

搬出路

選木土場

例



立木物件位置図

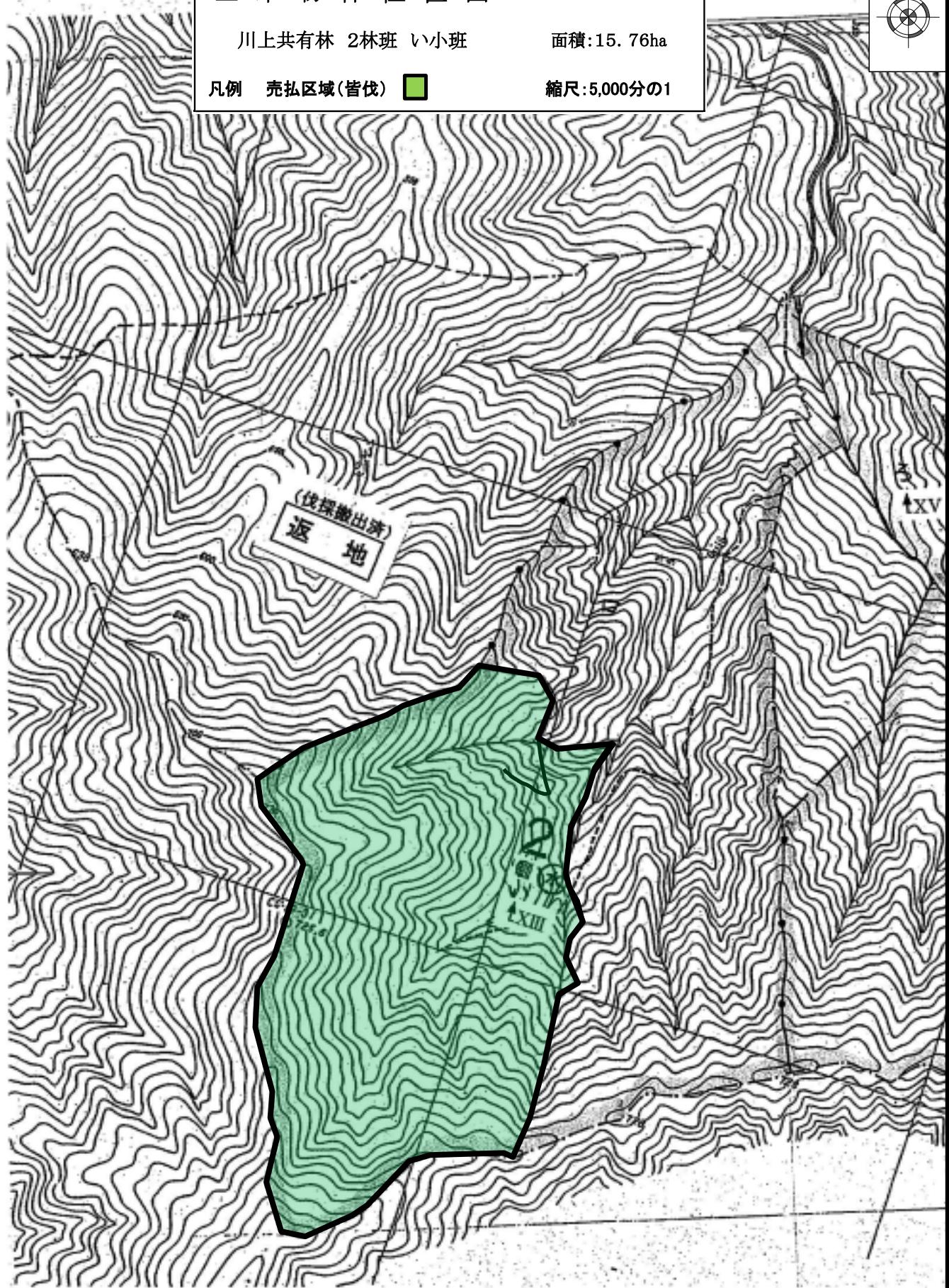
(第4号物件)

川上共有林 2林班 い小班

面積: 15.76ha

凡例 売払区域(皆伐) ■

縮尺: 5,000分の1



四万十森林管理署入札案内書

(第10回)

〒787-0003

高知県四万十市中村丸の内 1707-34

TEL: 0880-34-3155

入札日時: 令和8年2月25日(水) 実施 (14時00分締切 即時開札)

入札場所: 四万十森林管理署 3階会議室

契約締結期限: 令和8年3月4日(水)

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考
第1号	皆 伐	高知県土佐清水市大字斧積 辛川山国有林 1270林班ろ1小班	スギ外	9,300	5,603.84	分収育林
第2号	皆 伐	高知県宿毛市山奈町大字山田 上大物川山国有林 1040林班は1、ち小班	ヒノキ外	10,638	6,327.72	分収育林
第3号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 桑ノ又山国有林 3219林班い7小班	ヒノキ外	8,210	4,932.22	分収育林
第4号	皆 伐	高知県高岡郡檍原町中平 中平山国有林 4050林班ろ小班	ヒノキ外	6,030	2,991.65	分収育林
第5号	皆 伐	高知県四万十市西土佐藤の川 森房子官行造林 1林班い小班	ヒノキ外	24,414	9,587.24	官行造林
第6号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町折合 西村佳子官行造林 1林班い小班	ヒノキ外	51,832	25,468.30	官行造林
第7号	皆 伐	高知県宿毛市橋上町出井 出井官行造林 3林班い小班	ヒノキ外	68,036	23,071.30	官行造林
第8号	皆 伐	高知県幡多郡三原村宮ノ川 東畑ヶ谷山国有林 1009林班ち小班	ヒノキ外	12,562	6,158.71	分収造林

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

壳払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第 1 号	33 名	0	115. 35 口
第 2 号	27 名	0	115. 90 口
第 3 号	12 名	0	75. 73 口
第 4 号	8 名	0	72. 35 口

入札結果一覧

販売物件明細書

四万十森林管理署

1(物件番号) 第1号

2(物件所在地) 高知県土佐清水市大字斧積
及び国有林名等) 辛川山国有林 1270林班 ろ1小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 7.98 ha

5(林齢) 64年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	4,521	3,480.61	
ヒノキ	4,535	2,030.44	
アカマツ	13	6.97	
モミ	4	1.10	
カシ	102	38.93	
ミズメ	1	0.31	
サクラ	17	5.93	
その他	107	39.55	
計	9,300	5,603.84	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

・辛川林道の使用車両について、基幹道については、4t車以下、ホイールベース4.3m以下の区間があります(計8,490m、その他は11t車以下、ホイールベース4.5m以下)。また、管理道については、8t車以下、ホイールベース4.5m以下とします。
・今の山ARSR進入道路については、搬出路として使用できませんので、ご注意ください。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

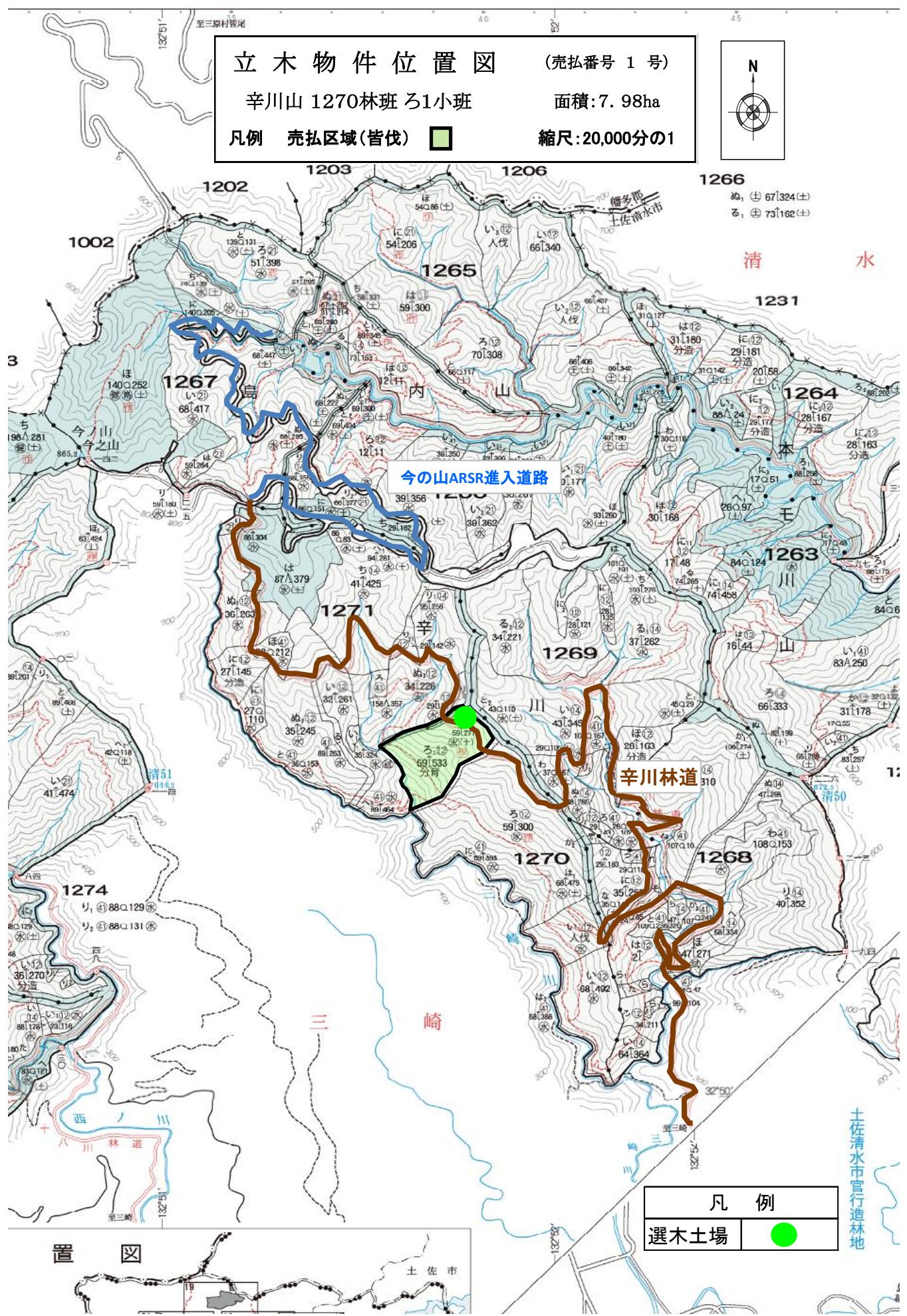
12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は清水・貝の川森林事務所へ問い合わせください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155、清水・貝の川森林事務所:0880-82-0610)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		カシ		ミズメ		サクラ		その他のL	
	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8	4	0.08														
10	20	0.80	1	0.03												
12	13	0.91	3	0.15												
14	29	2.90	16	1.60												
16	94	14.10	92	12.88												
18	124	23.56	219	41.61												
20	199	49.75	392	98.00			2	0.28								
22	275	85.25	578	179.18	1	0.22										
24	359	136.42	734	278.92	1	0.25			30	8.27			5	1.36	38	10.12
26	392	184.24	651	286.44	3	1.05	2	0.82	22	7.02	1	0.31	6	1.89	21	6.95
28	378	200.34	645	322.50	1	0.41			11	3.90			4	1.53	20	7.24
30	423	266.49	495	277.20	1	0.56			18	7.82					12	5.09
32	420	298.20	325	217.75	1	0.43			7	3.35			1	0.61	6	3.30
34	362	300.46	185	136.90					10	5.83			1	0.54	4	2.17
36	310	288.30	114	93.48	1	0.69			1	0.57					1	0.52
38	270	288.90	52	46.80					2	1.50					2	1.45
40	233	277.27	19	19.76	2	1.47										
42	164	221.40	10	11.40					1	0.67					3	2.71
44	115	170.20	2	2.53	1	0.87										
46	105	174.30			1	1.02										
48	98	176.40														
50	62	124.00	1	1.72												
52	18	38.70	1	1.59												
54	13	31.89														
56	11	29.41														
58	8	21.85														
60	8	24.78														
62	7	22.16														
64	4	13.48														
66	1	3.93														
68																
70																
72	1	4.63														
78																
80																
82	1	5.51														
計	4,521	3,480.61	4,535	2,030.44	13	6.97	4	1.10	102	38.93	1	0.31	17	5.93	107	39.55
															9,300	5,603.84



立木物件位置図

(売査番号 1 号)

辛川山 1270林班 1小班

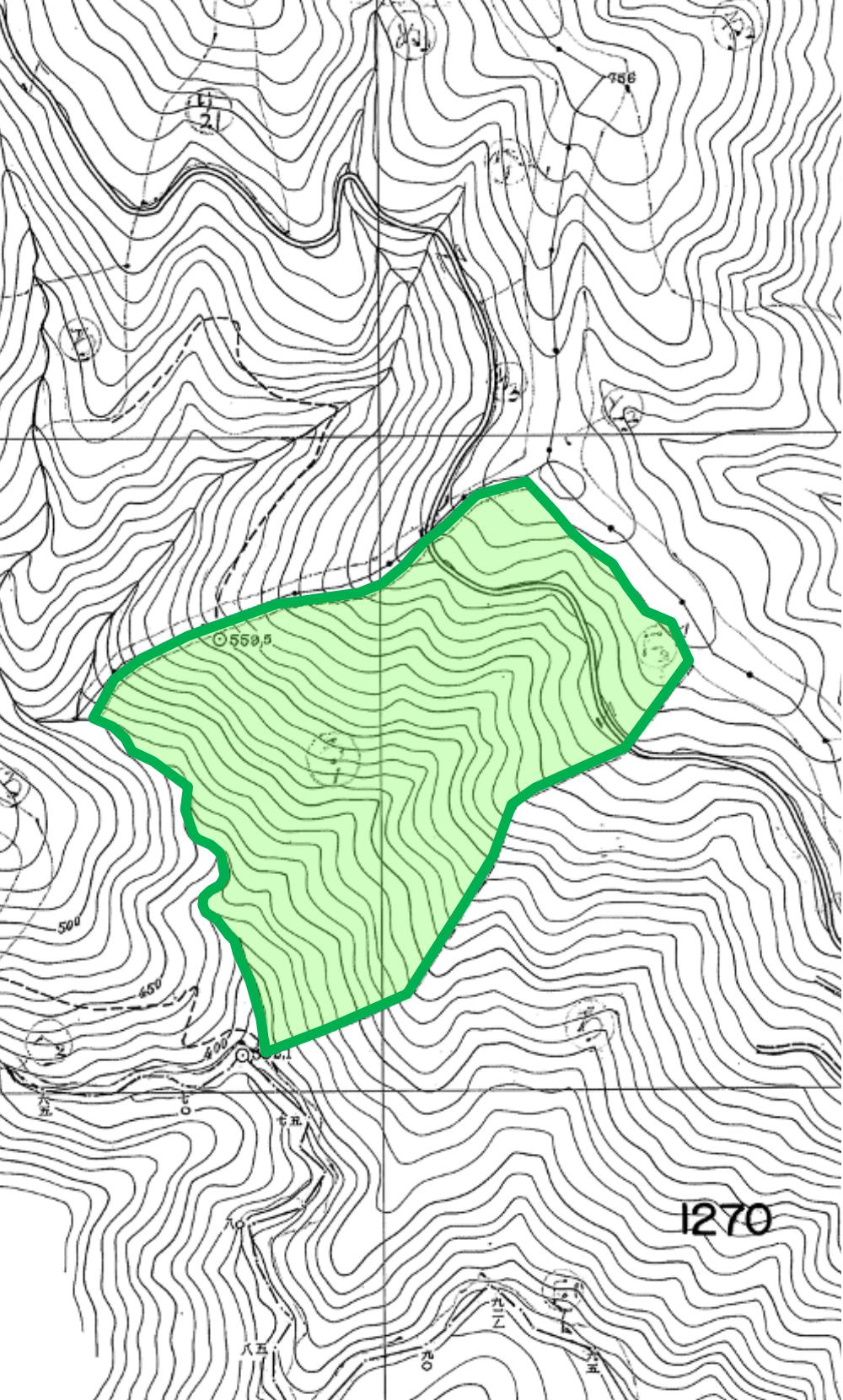
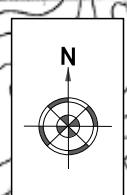
面積: 7.98ha

凡例 売査区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1

1271



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号)

第2号

2(物件所在地
及び国有林名等) 高知県宿毛市山奈町大字山田
上大物川山国有林 1040林班 は1、ち小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 8.51 ha
・は1林小班 5.73ha
・ち林小班 2.78ha

5(林齢) は1林小班 69年生
・ち林小班 73年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	2,035	2,472.36	
ヒノキ	8,195	3,633.97	
カシ	10	5.15	
サクラ	29	13.06	
その他	369	203.18	
計	10,638	6,327.72	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

大物川林道の使用車両は、11t車以下の車両とします。(ホイルベース4.5m以下)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問い合わせください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155・楠山・中村森林事務所:0880-65-6881)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細) 上大物川山国有林 1040林班 は1、ち小班 8.51 ha 第2号

直径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8	9	0.21	8	0.13								
10	14	0.56	56	1.68								
12	19	1.33	162	9.72								
14	34	3.77	360	36.00								
16	56	8.40	589	82.46								
18	66	13.28	793	152.93								
20	95	25.79	910	230.80								
22	98	33.62	873	290.22								
24	102	43.40	909	368.56	3	0.75	5	1.33	66	18.44		
26	129	68.75	825	404.25	2	0.62	6	2.12	55	19.17		
28	108	68.85	759	417.45	1	0.45	6	2.19	48	20.00		
30	128	96.93	614	411.38	1	0.51	1	0.51	50	22.33		
32	115	101.20	441	326.34	1	0.57	4	1.87	26	14.09		
34	120	118.96	338	287.90			3	1.81	26	15.86		
36	121	137.16	233	223.68			3	2.04	26	17.92		
38	81	101.28	143	150.15					20	15.61		
40	105	148.50	79	92.55	1	0.85			21	18.79		
42	92	143.28	55	72.05					5	4.96		
44	87	150.22	21	30.51			1	1.19	9	10.11		
46	82	153.20	14	21.94	1	1.40			4	5.40		
48	72	149.47	6	10.55					2	2.63		
50	68	151.18	5	9.08					2	2.95		
52	46	110.58	1	2.02					2	3.06		
54	39	101.79	1	1.62					2	2.58		
56	33	92.07							1	1.47		
58	24	71.28										
60	25	80.64										
62	26	91.28							1	1.80		
64	5	17.62							2	3.97		
66	7	27.30										
68	5	20.24							1	2.04		
70	3	12.43										
72	1	4.97										
74	3	14.70										
76	4	20.87										
78	3	16.44										
80	1	5.75										
84	2	12.93										
86	1	6.71										
88	1	6.66										
90	3	21.72										
96	1	7.88										
98	1	9.16										
計	2,035	2,472.36	8,195	3,633.97	10	5.15	29	13.06	369	203.18		
											10,638	6,327.72

14(物件明細) 上大物川山国有林 1040林班 は1小班 5.73ha 69年生 第2号

直 径	スギ		ヒノキ		カシ		サクラ		その他L			
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	9	0.21	6	0.09								
10	14	0.56	41	1.23								
12	19	1.33	148	8.88								
14	33	3.63	340	34.00								
16	54	8.10	537	75.18								
18	61	12.20	680	129.20								
20	89	24.03	745	186.25								
22	92	31.28	660	217.80								
24	88	36.96	661	264.40	3	0.75	2	0.53	43	12.03		
26	110	58.30	595	291.55	2	0.62	4	1.50	38	13.13		
28	81	51.03	468	257.40	1	0.45	5	1.74	34	13.68		
30	97	72.75	372	249.24	1	0.51	1	0.51	32	13.76		
32	89	78.32	249	184.26			3	1.34	22	11.85		
34	86	84.28	184	160.08			2	1.27	17	9.90		
36	80	89.60	111	106.56			1	0.66	22	14.93		
38	60	74.40	59	61.95					9	6.98		
40	75	105.00	34	40.80					15	13.54		
42	64	97.92	19	24.89					4	3.91		
44	58	99.18	12	17.16			1	1.19	6	6.90		
46	52	96.20	7	10.49	1	1.40			3	4.20		
48	49	100.94	3	5.46					2	2.63		
50	53	117.13	2	3.52					1	1.86		
52	24	57.12	1	2.02					1	1.45		
54	19	49.59	1	1.62					2	2.58		
56	17	47.43										
58	11	32.67										
60	13	41.99										
62	16	56.63										
64	3	10.34							1	2.38		
66	6	23.29										
68	4	16.32										
70	2	8.29										
74	3	14.70										
76	2	10.16										
78	1	5.67										
80	1	5.75										
84	2	12.93										
88	1	6.66										
90	3	21.72										
96	1	7.88										
98	1	9.16										
計	1,543	1,681.65	5,935	2,334.03	8	3.73	19	8.74	252	135.71		
											7,757	4,163.86

14(物件明細) 上大物川山国有林 1040林班 ち小班 2.78ha 73年生 第2号

直 径	スギ		ヒノキ		カシ		サクラ		その他L			
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			2	0.04								
10			15	0.45								
12			14	0.84								
14	1	0.14	20	2.00								
16	2	0.30	52	7.28								
18	5	1.08	113	23.73								
20	6	1.76	165	44.55								
22	6	2.34	213	72.42								
24	14	6.44	248	104.16			3	0.80	23	6.41		
26	19	10.45	230	112.70			2	0.62	17	6.04		
28	27	17.82	291	160.05			1	0.45	14	6.32		
30	31	24.18	242	162.14					18	8.57		
32	26	22.88	192	142.08	1	0.57	1	0.53	4	2.24		
34	34	34.68	154	127.82			1	0.54	9	5.96		
36	41	47.56	122	117.12			2	1.38	4	2.99		
38	21	26.88	84	88.20					11	8.63		
40	30	43.50	45	51.75	1	0.85			6	5.25		
42	28	45.36	36	47.16					1	1.05		
44	29	51.04	9	13.35					3	3.21		
46	30	57.00	7	11.45					1	1.20		
48	23	48.53	3	5.09								
50	15	34.05	3	5.56					1	1.09		
52	22	53.46							1	1.61		
54	20	52.20										
56	16	44.64							1	1.47		
58	13	38.61										
60	12	38.65										
62	10	34.65							1	1.80		
64	2	7.28							1	1.59		
66	1	4.01										
68	1	3.92							1	2.04		
70	1	4.14										
72	1	4.97										
76	2	10.71										
78	2	10.77										
86	1	6.71										
計	492	790.71	2,260	1,299.94	2	1.42	10	4.32	117	67.47		
											2,881	2,163.86

立木物件位置図

(売払番号 2号)

上大物川山 1040林班 は1、ち小班

面積: 8.51ha

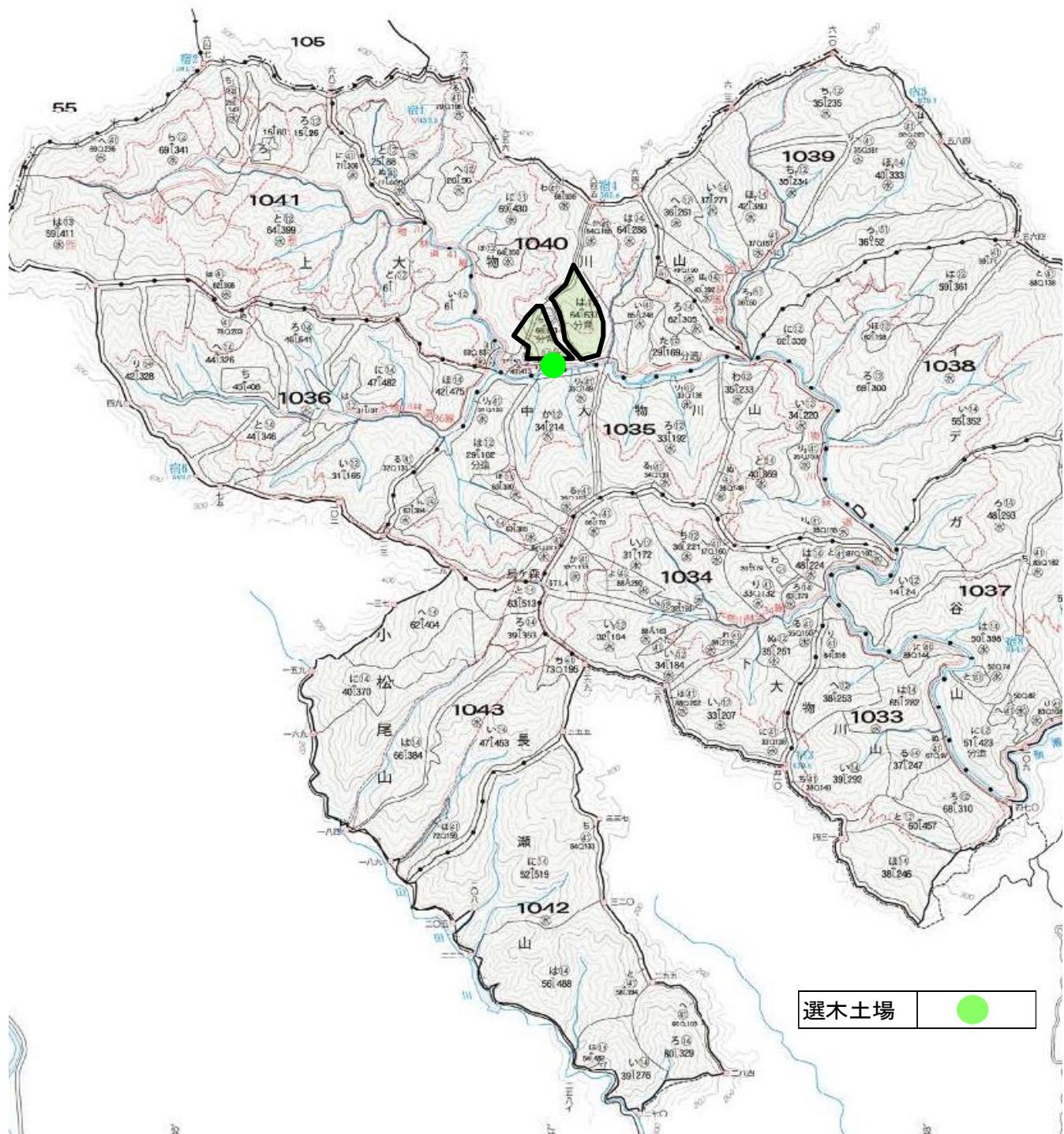
凡例 売払区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1



登

四 万 十 市



立木物件位置図

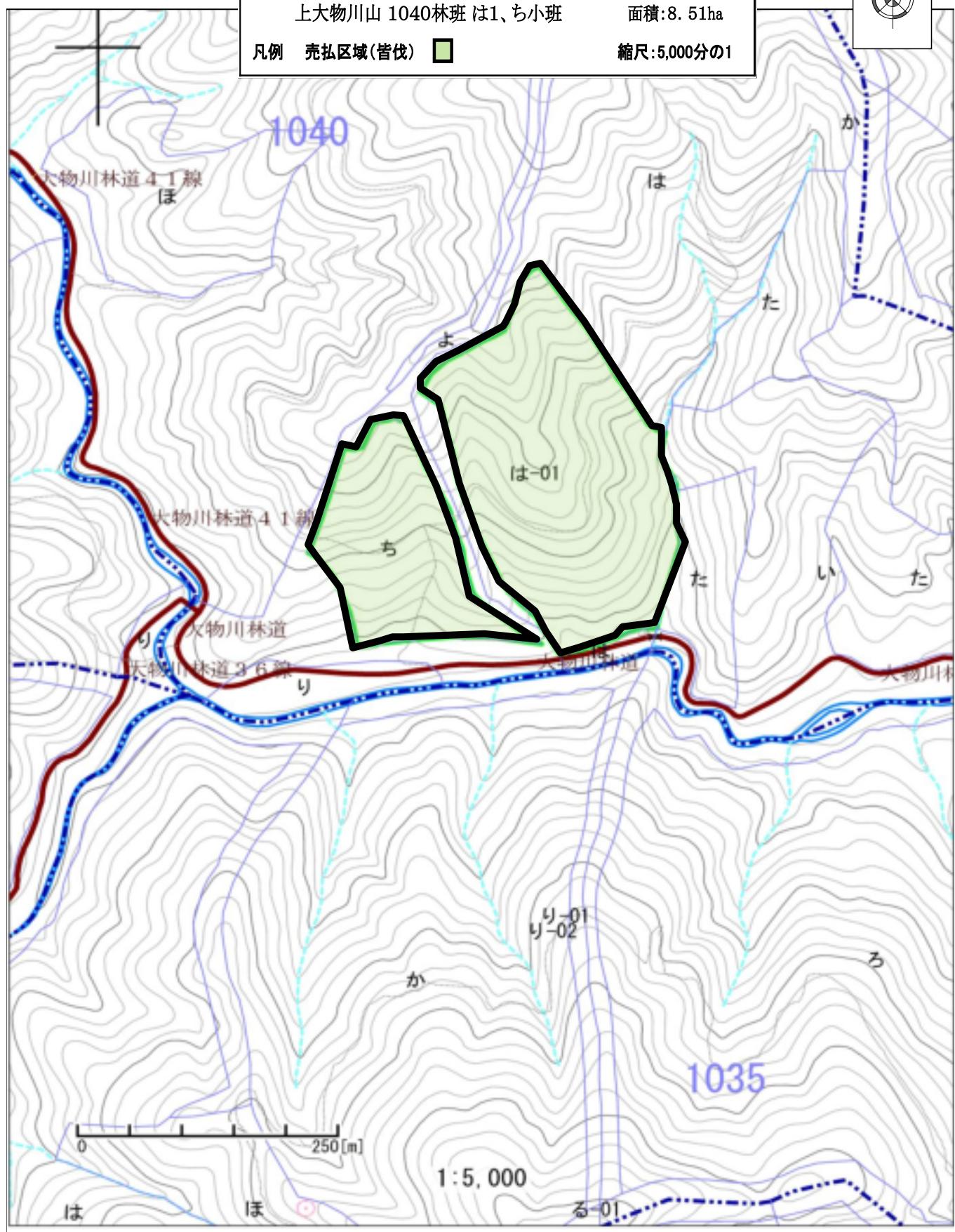
(売査番号 2号)

上大物川山 1040林班 は1、ち小班

面積: 8.51ha

凡例 売査区域(皆伐) ■

縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

四万十森林管理署

1(物件番号)

第3号

2(物件所在地) 高知県高岡郡中土佐町大野見奈路
及び国有林名等) 桑ノ又山国有林 3219林班 い7小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 6.47 ha

5(林齡) 67年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	2,559	2,436.08	
ヒノキ	5,606	2,473.40	
アカマツ	4	4.30	
モミ	6	4.16	
ツガ	3	1.16	
カシ	6	2.21	
ミズメ	4	1.53	
サクラ	11	5.06	
他	11	4.32	
計	8,210	4,932.22	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

桑ノ又・219線林道の使用車両は、起点から1.4kmまでは8t車以下、ホイールベース4.3m以下とし、それ以降の使用車両は4t車以下、ホイールベース4.3m以下とします。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は奈路森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155、奈路森林事務所:0880-57-2202)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		カシ		ミズメ		サクラ		他L	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	14	0.28	2	0.02														
10	35	1.40	9	0.33														
12	68	4.76	41	2.87														
14	77	8.47	172	17.20														
16	111	16.65	352	52.80														
18	127	26.67	550	115.50														
20	161	46.69	657	177.39			1	0.22										
22	140	50.40	715	235.95			1	0.23	1	0.29								
24	135	62.10	722	288.80					1	0.39	3	0.80	3	0.87	4	1.16	2	0.56
26	151	83.05	660	323.40					1	0.48	1	0.34			1	0.39	3	1.11
28	158	104.28	544	299.20	1	0.44											3	1.14
30	174	135.72	442	296.14			1	0.52			1	0.54			2	0.94	1	0.51
32	160	145.60	295	218.30							1	0.53			2	1.10		
34	151	154.02	202	175.74											1	0.72	2	1.00
36	153	177.48	121	121.00			1	0.89						1	0.66			
38	113	149.16	63	69.30			1	1.36							1	0.75		
40	114	165.30	31	39.06			1	0.94										
42	110	178.20	19	26.03														
44	90	162.90	6	9.14	1	1.18												
46	78	152.10	1	1.62														
48	73	154.03	1	1.89														
50	57	132.24	1	1.72	2	2.68												
52	28	69.72																
54	29	77.43																
56	14	40.74																
58	13	39.73																
60	6	20.06																
62	7	25.34																
64	7	26.58																
66	2	8.17																
72	1	4.88																
76	1	5.68																
80	1	6.25																
計	2,559	2,436.08	5,606	2,473.40	4	4.30	6	4.16	3	1.16	6	2.21	4	1.53	11	5.06	11	4.32
															8,210	4,932.22		

立木物件位置図

(売払番号 3 号)

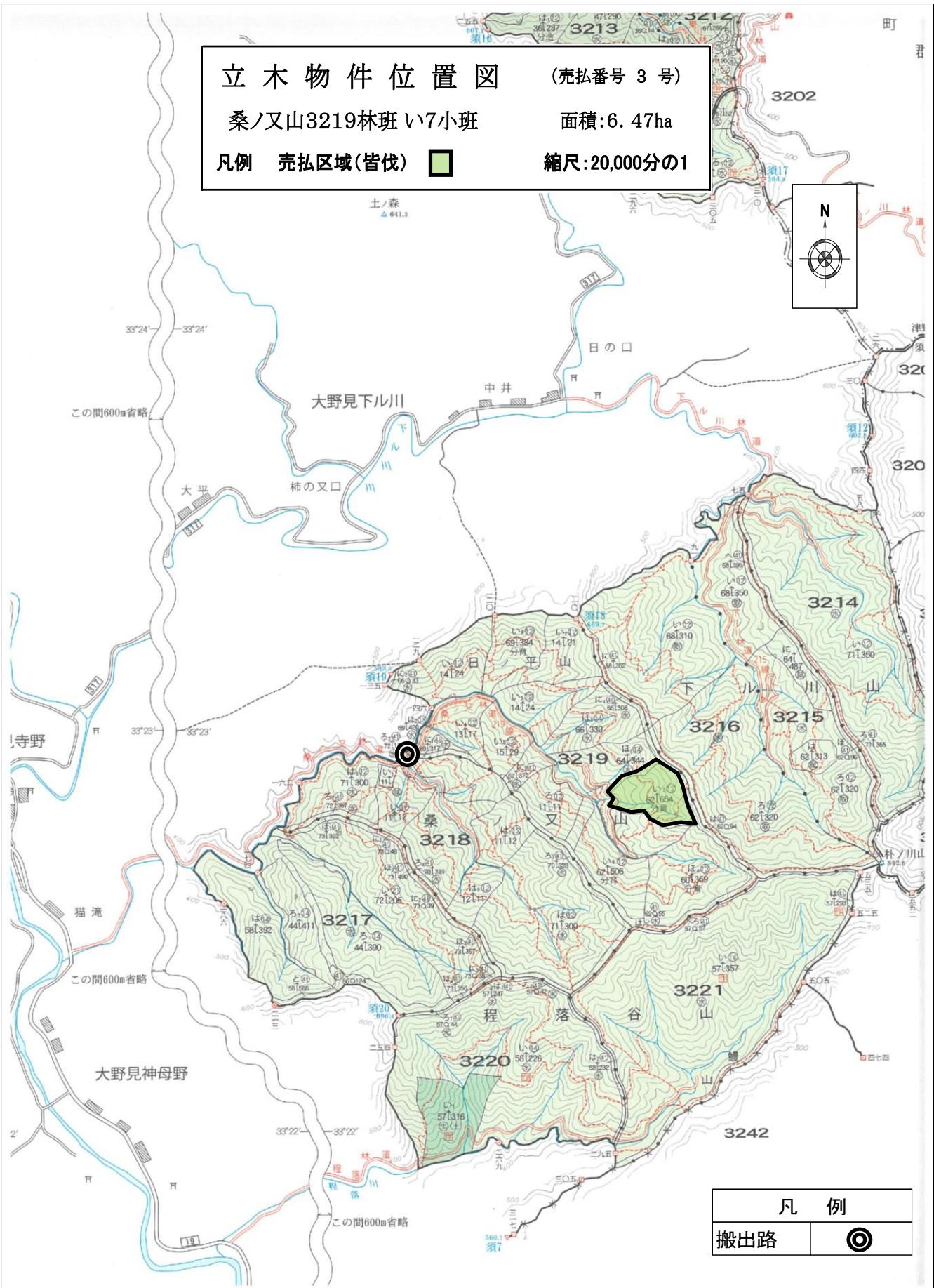
桑ノ又山3219林班 い7小班

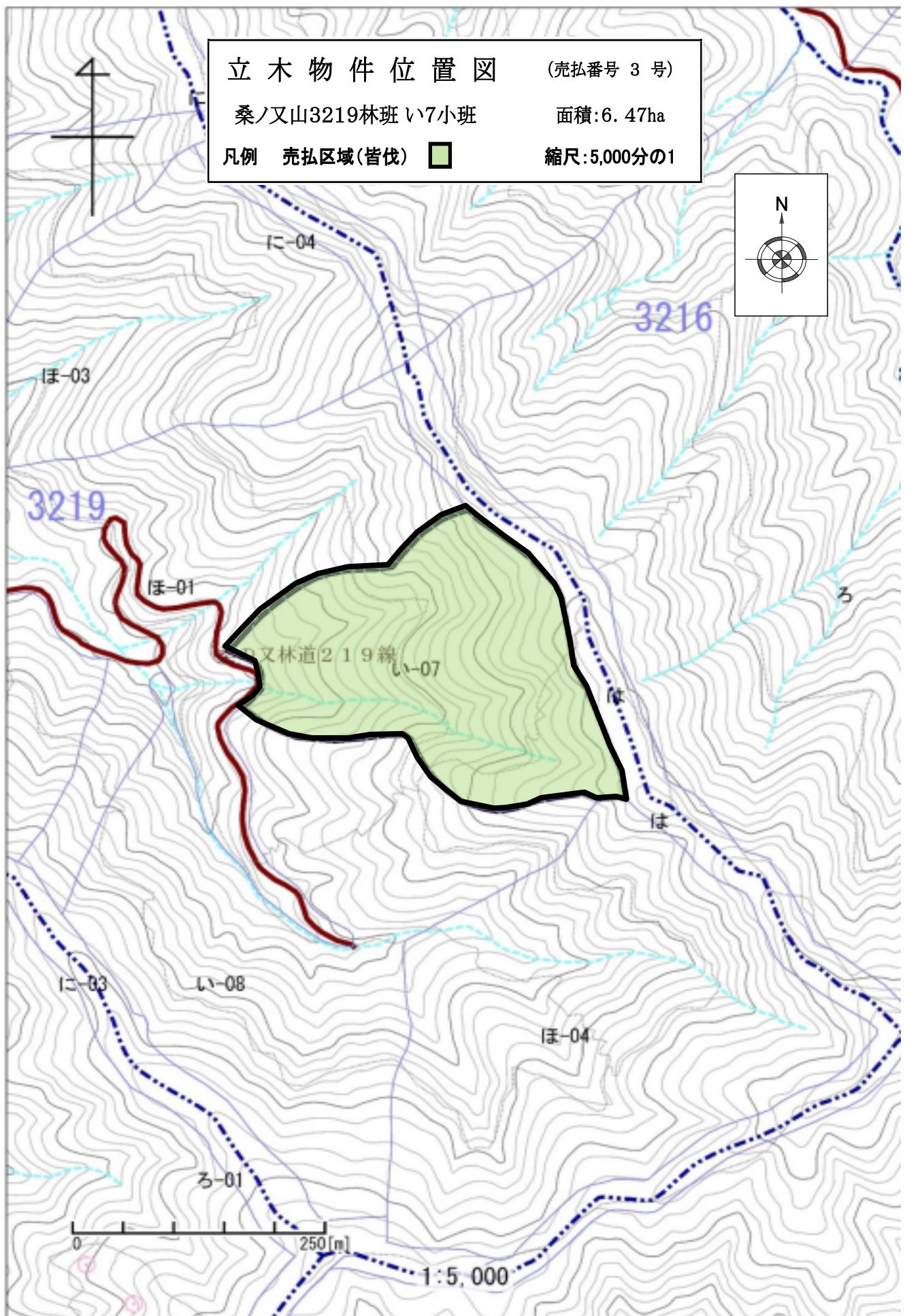
面積: 6.47ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1





販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号)

第4号

2(物件所在地
及び国有林名等) 高知県高岡郡檮原町中平
中平山国有林 4050林班 ろ小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.70 ha

5(林齢) 70年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	9	12.54	
ヒノキ	6,006	2,970.74	
その他	15	8.37	
計	6,030	2,991.65	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

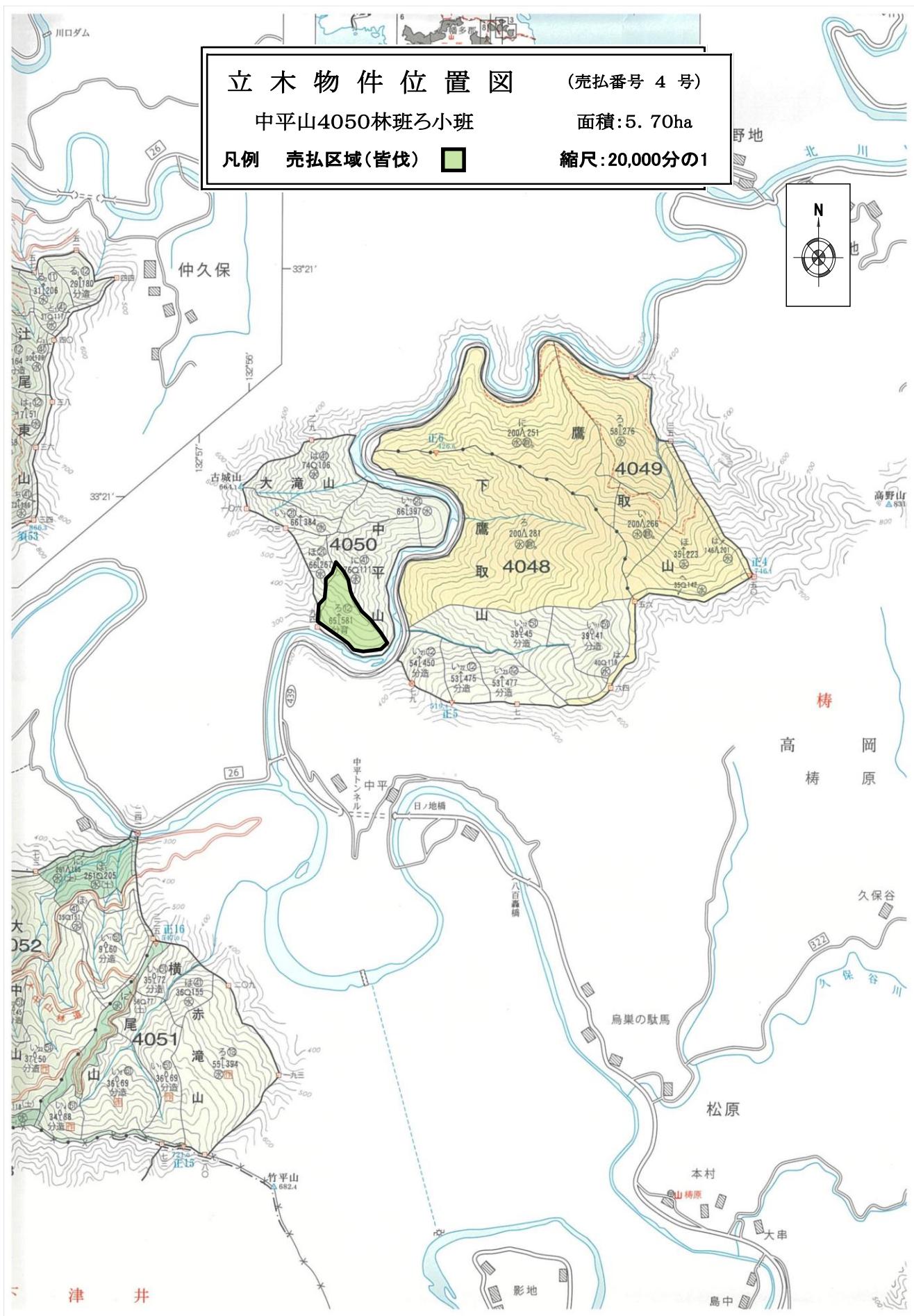
12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は奈路森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155、奈路森林事務所:0889-66-0400)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)		中平山国有林 4050林班 2小班				5.70 ha				70年生				第4号			
直 径	本 数	スギ		ヒノキ		その他の材											
		材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	
8				5	0.10												
10				34	1.36												
12				132	9.24												
14				208	20.80												
16				334	46.76												
18				476	90.44												
20	1	0.26	511	127.75													
22			573	177.63													
24			618	222.48	2	0.56											
26	1	0.44	598	263.12	1	0.36											
28			550	291.50	3	1.35											
30			428	256.80	2	1.02											
32	2	1.45	461	327.31													
34			315	261.45	1	0.63											
36			259	235.69	5	3.65											
38			162	170.10	1	0.80											
40			129	148.35													
42			94	123.14													
44	2	2.91	53	75.79													
46			29	46.98													
48			15	26.25													
50	1	2.00	16	32.64													
52	1	2.26	4	8.76													
54																	
56			1	2.61													
58																	
60																	
62	1	3.22															
64																	
66			1	3.69													
70																	
74																	
80																	
計	9	12.54	6,006	2,970.74	15	8.37									6,030	2,991.65	



立木物件位置図

(売扱番号 4 号)

中平山4050林班ろ小班

面積: 5.70ha

凡例 売扱区域(皆伐) ■

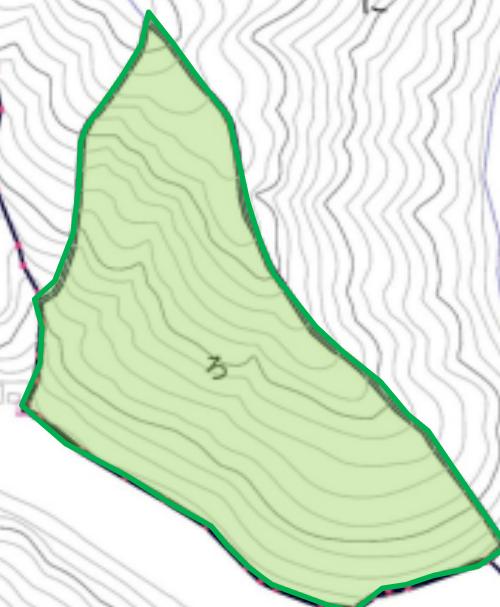
縮尺: 5,000分の1

4



い-02

4050



0

250 [m]

1:5,000

販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第5号**

2(物件所在地) 高知県四万十市西土佐藤の川
及び国有林名等) 森房子官行造林1林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 14.74ha

5(林齢) 66年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	6,211	3,368.23	
ヒノキ	16,987	5,722.27	
アカマツ	94	105.36	
カシ	200	76.06	
サクラ	56	22.31	
その他	346	190.88	
低質材	520	102.13	
計	24,414	9,587.24	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

土砂流出防備保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

大政林道の使用車両は8t以下の車両とします。(ホイールベース4.5m以下)

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④四高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤互道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥六末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は藤の川・黒尊森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 藤の川・黒尊森林事務所:0880-52-1051)

13(その他)

- ①当該物件は、官行造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入れしてください。
- ②当該物件は、保安林での皆伐限度面積が10haであるため、保安林協議位置図により変更がある場合には、保安林伐採協議を行うこと。

14(物件明細) 森房子官行造林1林班い小班

14.74 ha 66年生

66年生

第5号

立木物件位置図

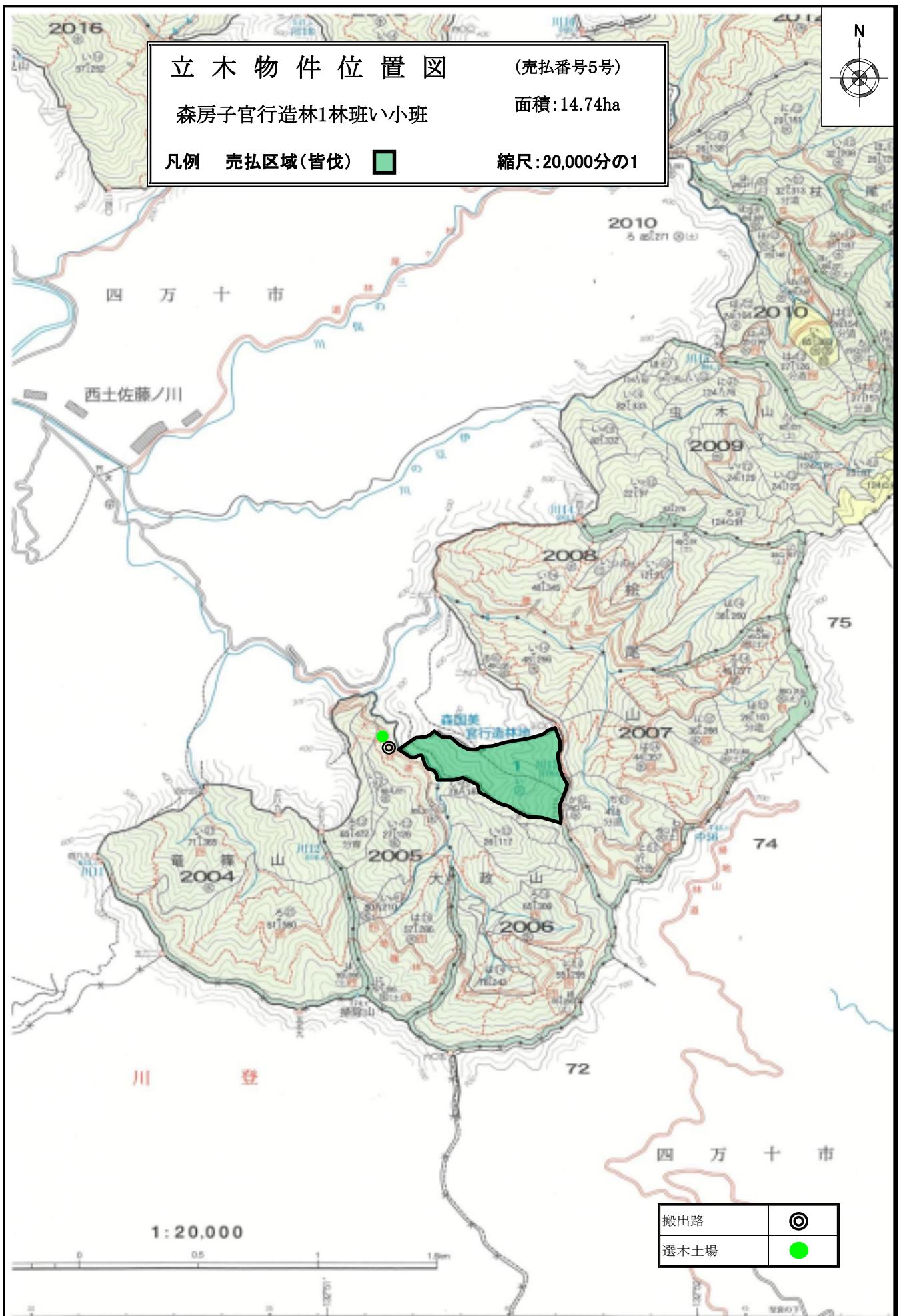
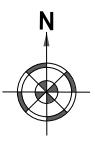
(売扱番号5号)

森房子官行造林1林班い小班

面積: 14.74ha

凡例 売扱区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1



搬出路	◎
選木土場	●

立木物件位置図

(売払番号5号)

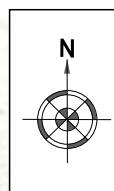
森房子官行造林1林班い小班

面積:14.74ha

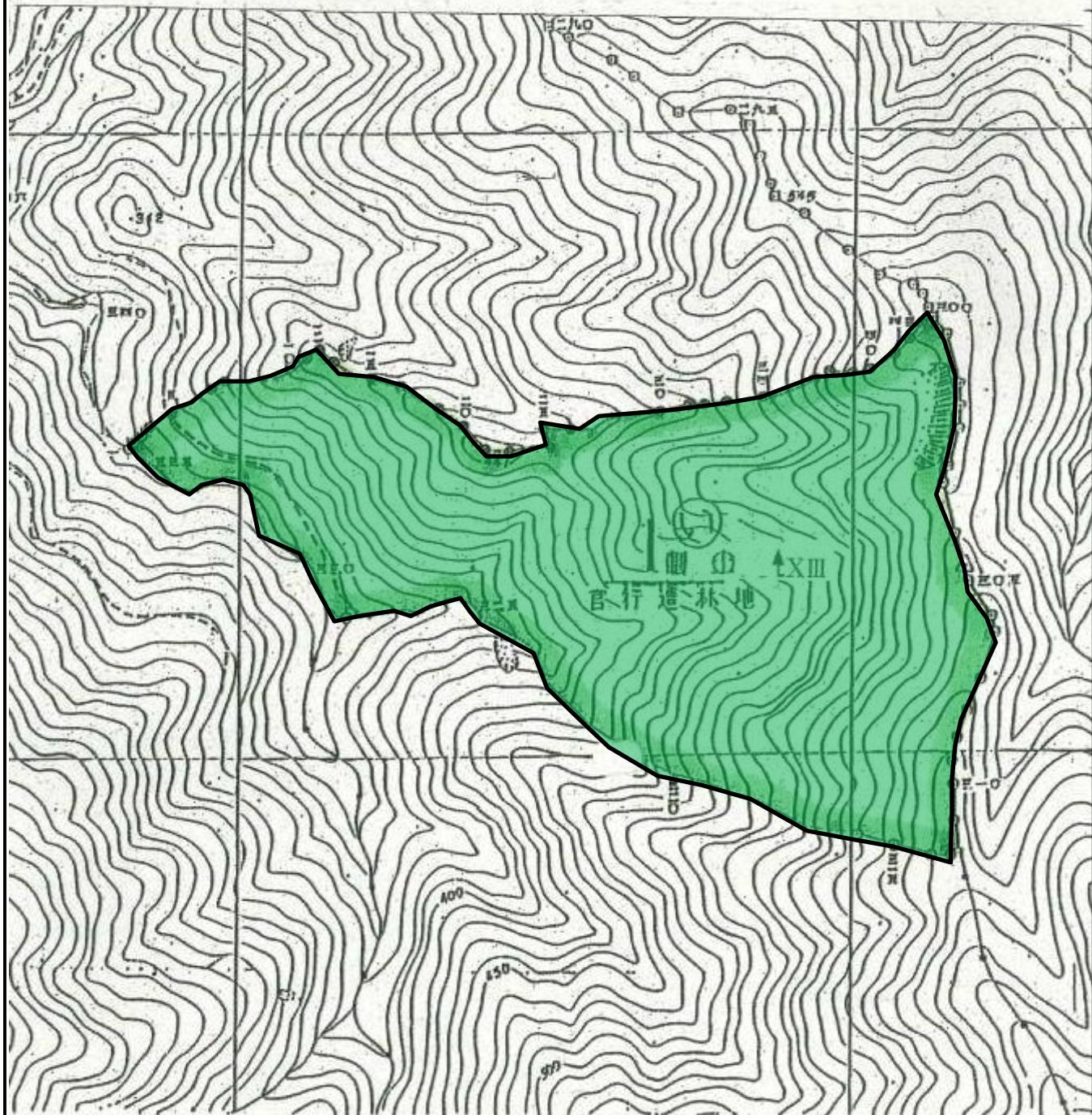
凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



1:5,000



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第6号**

2(物件所在地) 高知県高岡郡四万十町折合
及び国有林名等) 西村佳子官行造林1林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 33.93ha

5(林齢) 68年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	16,351	12,295.67	
ヒノキ	34,170	12,349.55	
アカマツ	494	498.75	
モミ	38	38.00	
低質材N	19	1.90	
サクラ	95	64.79	
その他L	209	125.40	
低質材L	456	94.24	
計	51,832	25,468.30	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

折合林道の使用車両は、10トン車以下の車両(ホイルベース4.5m)とします。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④四高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤互道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥六末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は窪川森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 窪川森林事務所:0880-22-0442)

13(その他)

- ①当該物件は、官行造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。
- ②当該物件は、保安林での皆伐限度面積が20haであるため、保安林協議位置図により変更がある場合には、保安林伐採協議を行うこと。

14(物件明細) 西村佳子官行造林1林班い小班 33.93 ha 68年生 第6号

立木物件位置図

(壳払番号6号)

中 津



西村佳子官行造林1林班い小班

面積:33.93ha

凡例 壳扱区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1

謹木十場

立木物件位置図

西村佳子官行造林1林班い小班

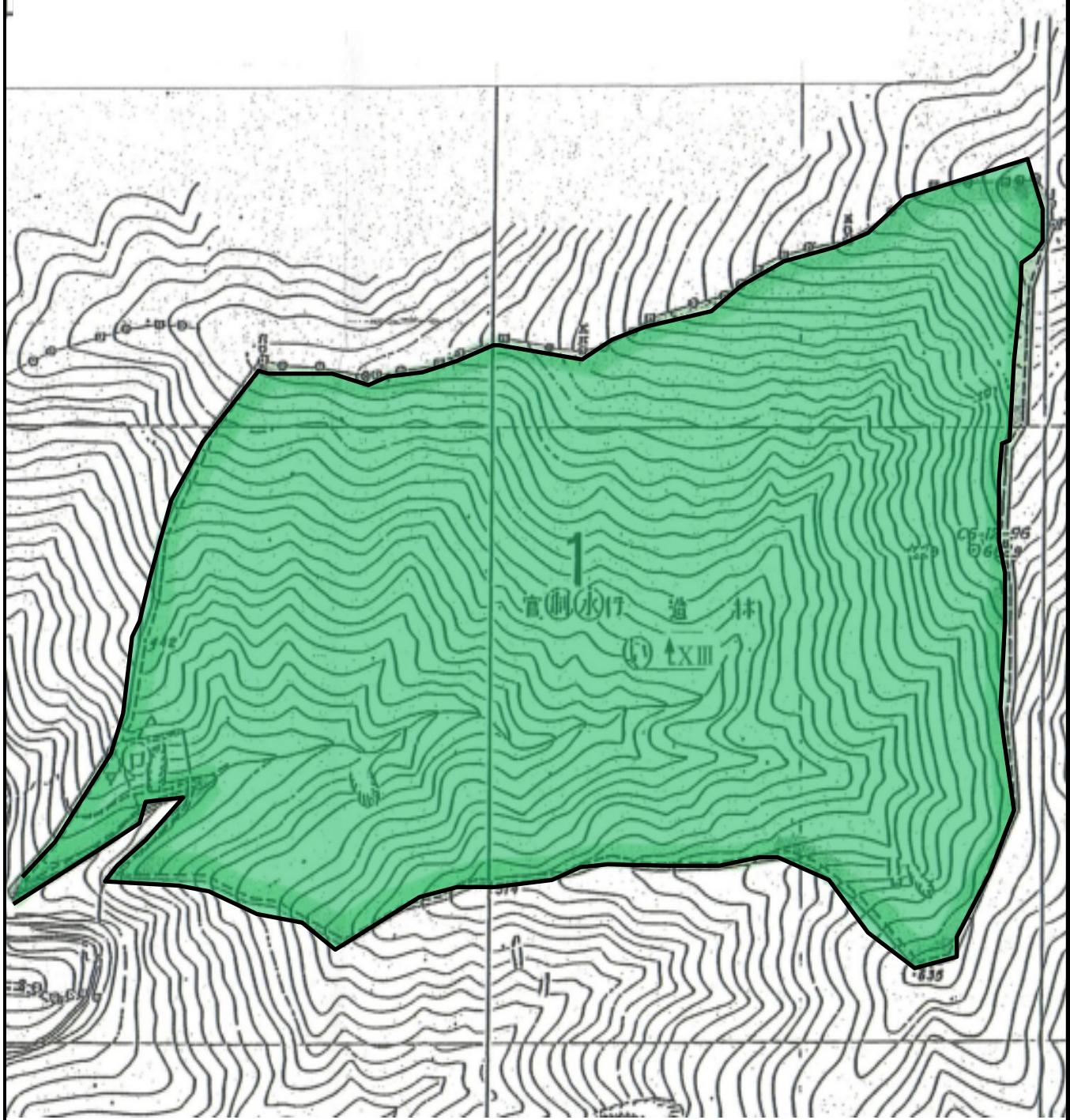
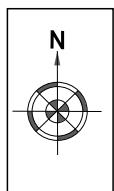
(売扱番号6号)

面積:33.93ha

凡例 売扱区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

四万十森林管理署

1(物件番号) **第7号**

2(物件所在地) 高知県宿毛市橋上町出井
及び国有林名等) 出井官行造林3林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 41.06ha

5(林齢) 66年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	1,051	954.06	
ヒノキ	62,757	20,405.47	
アカマツ	662	545.04	
カシ	983	421.79	
ナラ	19	6.46	
サクラ	57	30.78	
その他	959	389.00	
低質材アカマツ	19	2.28	
低質材	1,529	316.42	
計	68,036	23,071.30	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

奥藤林道は4t以上は通行止めのため民間の作業道を使用。
記載した運搬路は民有林であることから、搬出前・後は作業道の整備を必要とする。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④四高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤互道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥六末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155・楠山・中村森林事務所:0880-65-6881)

13(その他)

当物件は、官行造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。

14(物件明細) 出井官行造林3林班い小班

41.06 ha

66 年生 第7号

立木物件位置図

(売払番号7号)

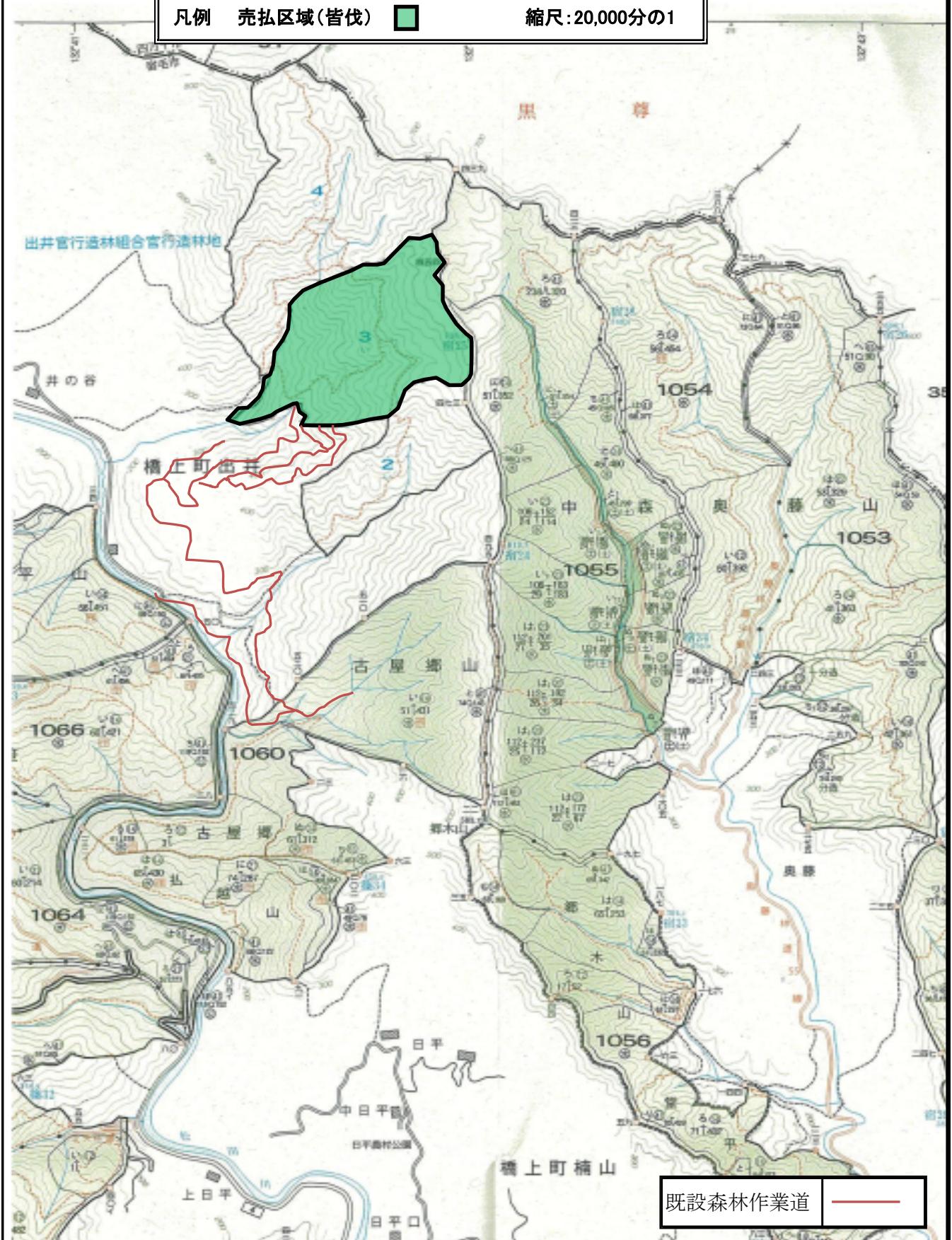
出井官行造林3林班い小班

面積:41.06ha



凡例 売払区域(皆伐) ■

縮尺:20,000分の1



立木物件位置図

(売払番号7号)

出井官行造林3林班い小班

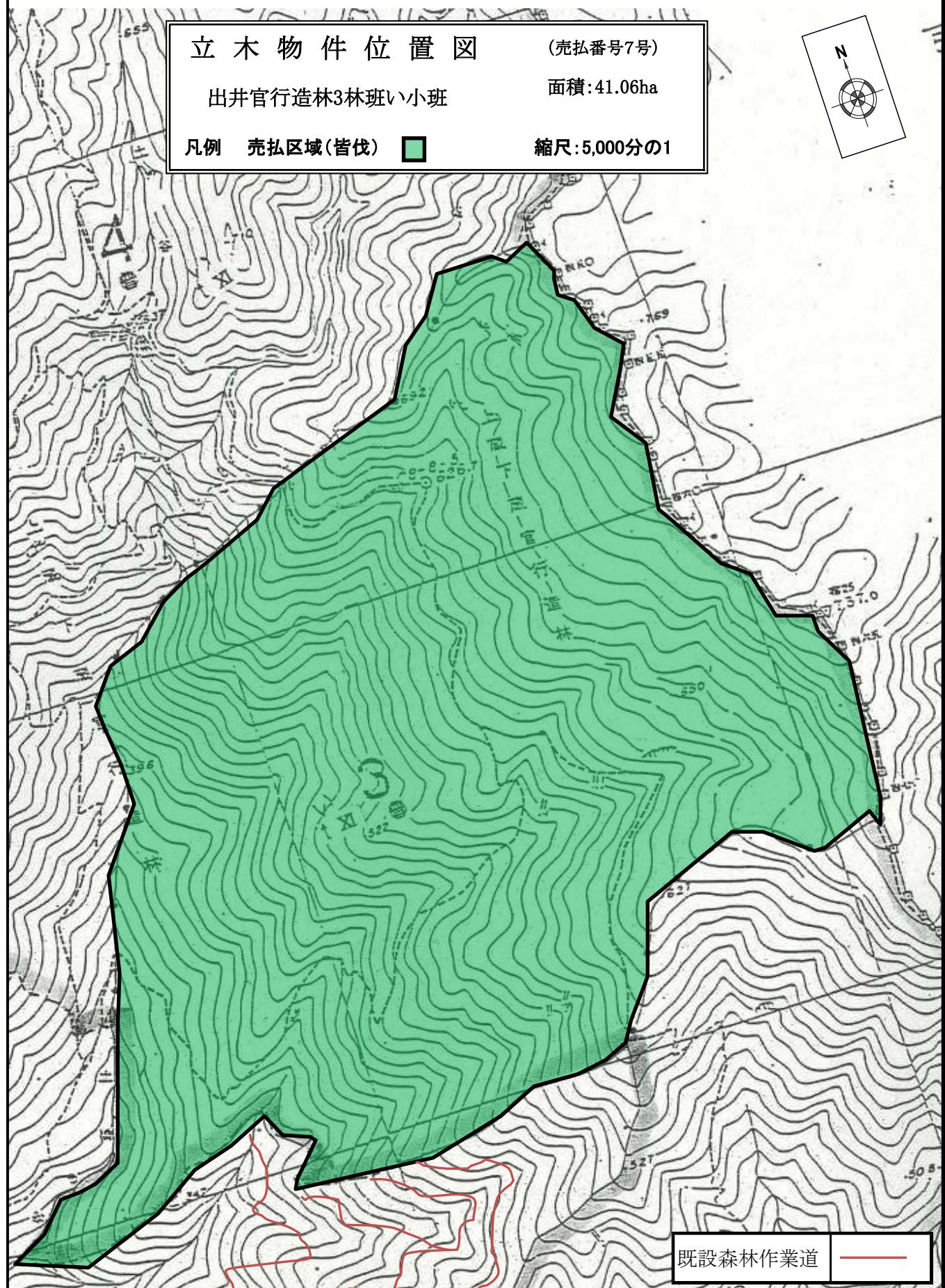
面積:41.06ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1

N



既設森林作業道



販売物件明細書

四万十森林管理署

1(物件番号) 第8号

2(物件所在地) 高知県幡多郡三原村宮ノ川
及び国有林名等) 東畑ヶ谷山国有林1009林班ち小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 13.38 ha

5(林齢) 57年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	1,069	1,052.94	
ヒノキ	11,482	5,102.45	
その他L	6	2.33	
L低質材	5	0.99	
計	12,562	6,158.71	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

県道344号線については、道路の損傷がある為、現地を十分に確認のうえ通行すること。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

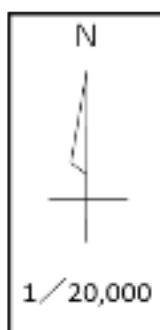
12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は三原森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155・三原森林事務所:0880-46-2211)

13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入れしてください。

直 径	スギ		ヒノキ		その他L		L低質材									
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																
10	6	0.24	18	0.54												
12	4	0.28	40	2.00												
14	8	0.88	77	6.93												
16	9	1.35	211	25.32												
18	14	2.80	429	72.93												
20	23	5.98	881	193.82			4	0.75								
22	34	11.22	1,248	361.92			1	0.24								
24	57	22.80	1,711	564.63	2	0.53										
26	57	27.93	1,719	704.79	1	0.36										
28	79	45.82	1,643	772.21	2	0.95										
30	112	77.28	1,293	724.08												
32	115	88.55	898	565.74	1	0.49										
34	97	87.30	622	460.28												
36	85	85.85	341	279.62												
38	72	83.52	164	155.80												
40	67	88.44	117	121.68												
42	55	79.20	42	49.98												
44	38	61.56	14	18.20												
46	57	100.32	10	14.80												
48	27	52.65	2	3.34												
50	24	50.64	2	3.84												
52	9	20.34														
54	6	14.94														
56	2	5.32														
58	7	19.88														
60																
62	3	9.25														
64																
66	1	3.63														
68																
70																
72	1	4.97														
74																
76																
78																
80																
82																
84																
計	1,069	1,052.94	11,482	5,102.45	6	2.33	5	0.99							12,562	6,158.71



立木物件位置図

(売払番号8号)

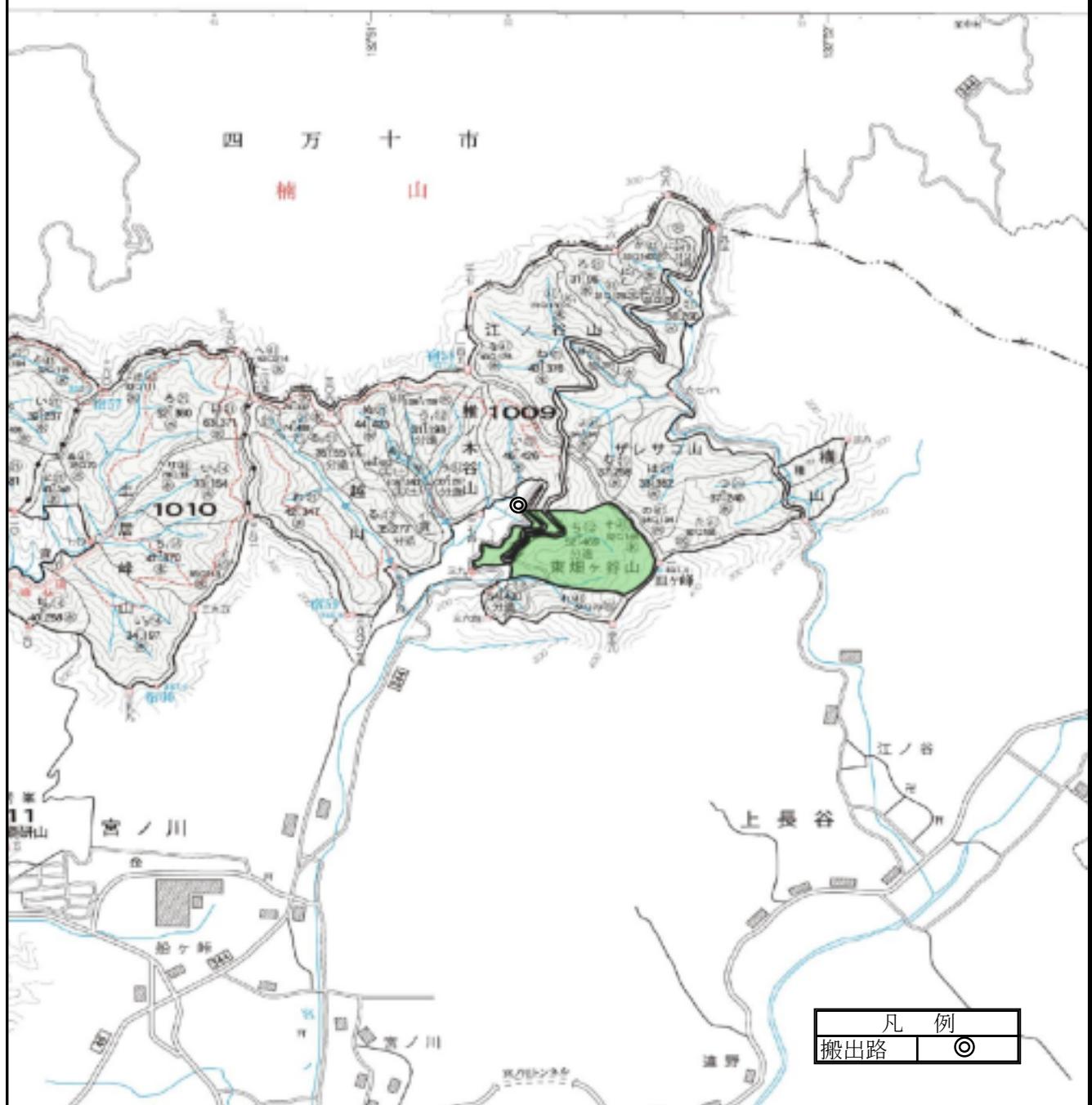
東畠ヶ谷山国有林1009林班ち小班

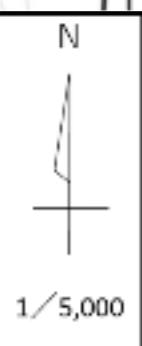
面積:13.38ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1





立木物件位置図

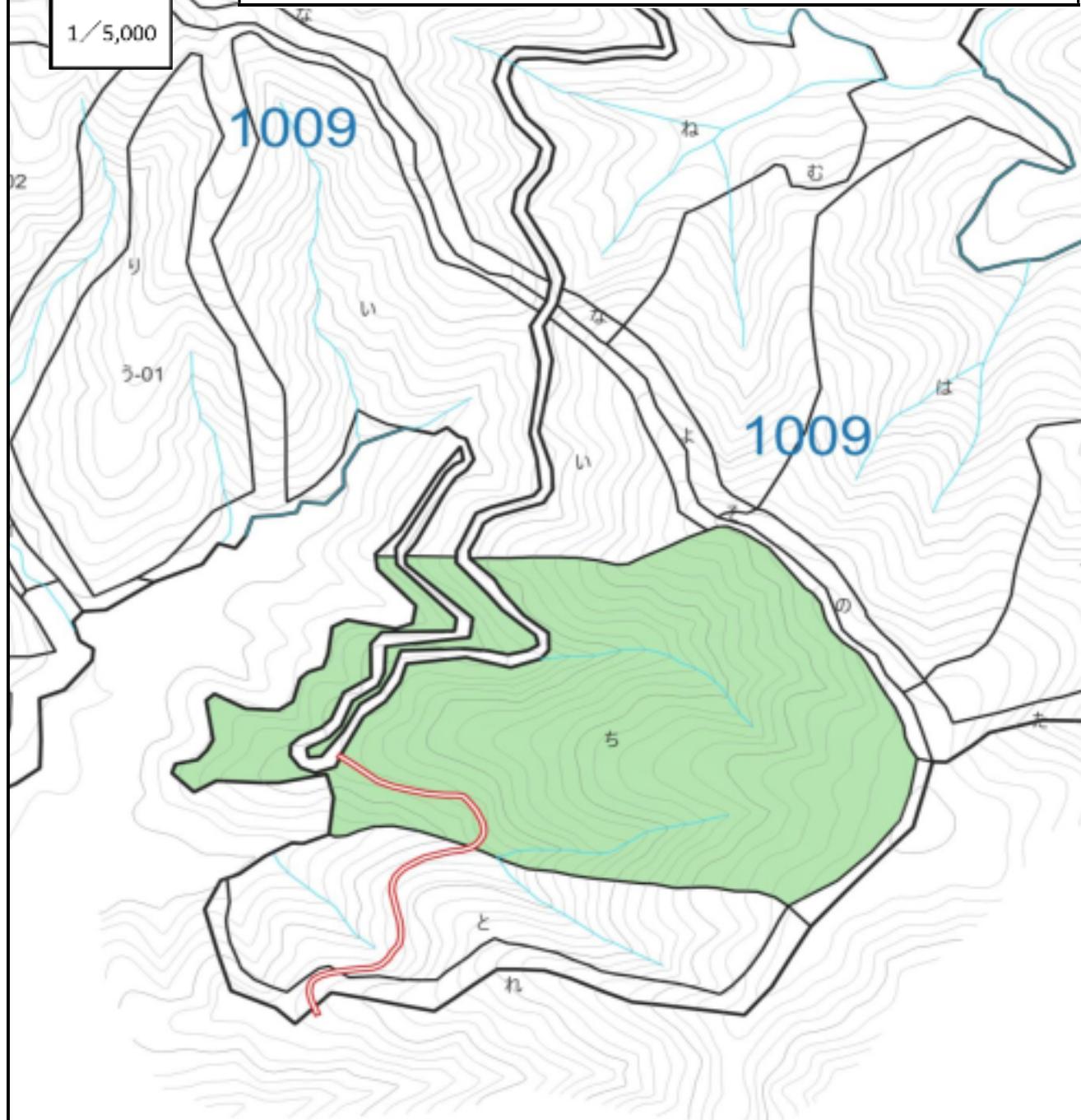
(売扱番号8号)

東畠ヶ谷山国有林1009林班ち小班

面積:13.38ha

凡例 売扱区域(皆伐) ■

縮尺:5,000分の1



高知中部森林管理署入札案内書 (第2回)

〒781-4401
高知県香美市物部町大柄 1539
TEL : 0887-58-3131

入札日時：令和8年2月25日（水）実施（10時00分締切 即時開札）

入札場所：高知中部森林管理署 2階会議室

契約締結期限：令和8年3月3日（火）

売扱物件所在場所一覧

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売扱番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第1号	16人	0	149.86口
第2号	25人	0	183.36口
第3号	70人	0	183.18口

入札結果一覧

販売物件明細書

高知中部 森林管理署

1(物件番号) 第1号

2(物件所在地) 高知県香美市物部町別府
及び国有林名等) 杉ノ熊山国有林70林班 い7小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.24ha

5(林齢) 64年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	5,685	5,431.41	
ヒノキ	13	8.95	
モミ	1	0.78	
ナラ	4	2.31	
ケヤキ	4	1.88	
サクラ	16	10.63	
トチノキ	1	0.41	
その他	15	7.76	
計	5,739	5,464.13	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

杉熊林道の使用車両は、8t車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とする。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、貢受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑨林道の災害復旧工事等により、搬出期間の変更を協議することがある。

12(現地案内)

ご希望の方は高知中部森林管理署又は別府森林事務所へお問い合わせください。
高知中部森林管理署:0887-58-3131 別府森林事務所:0887-58-4494

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

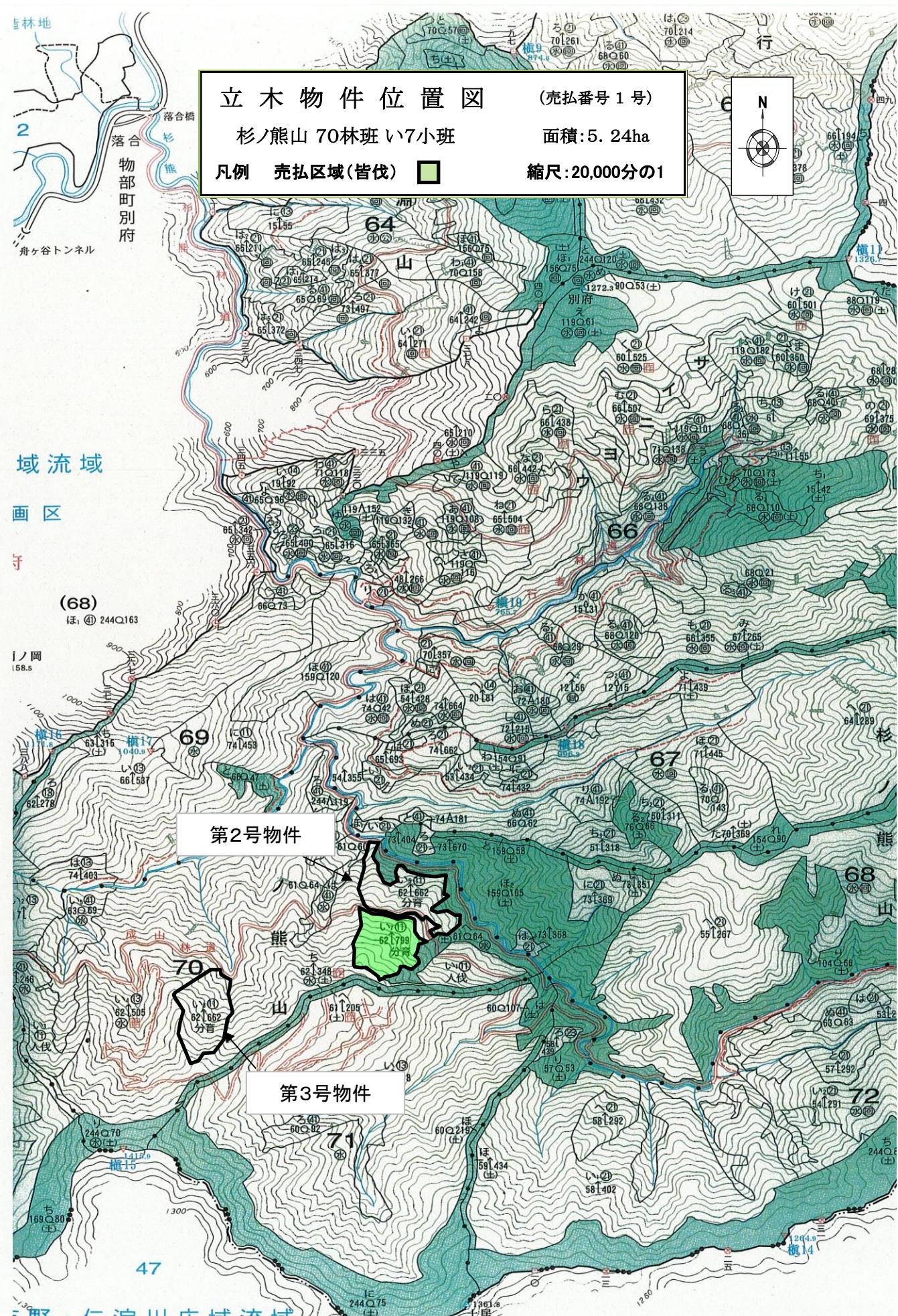
杉ノ熊山国有林70林班 い7小班

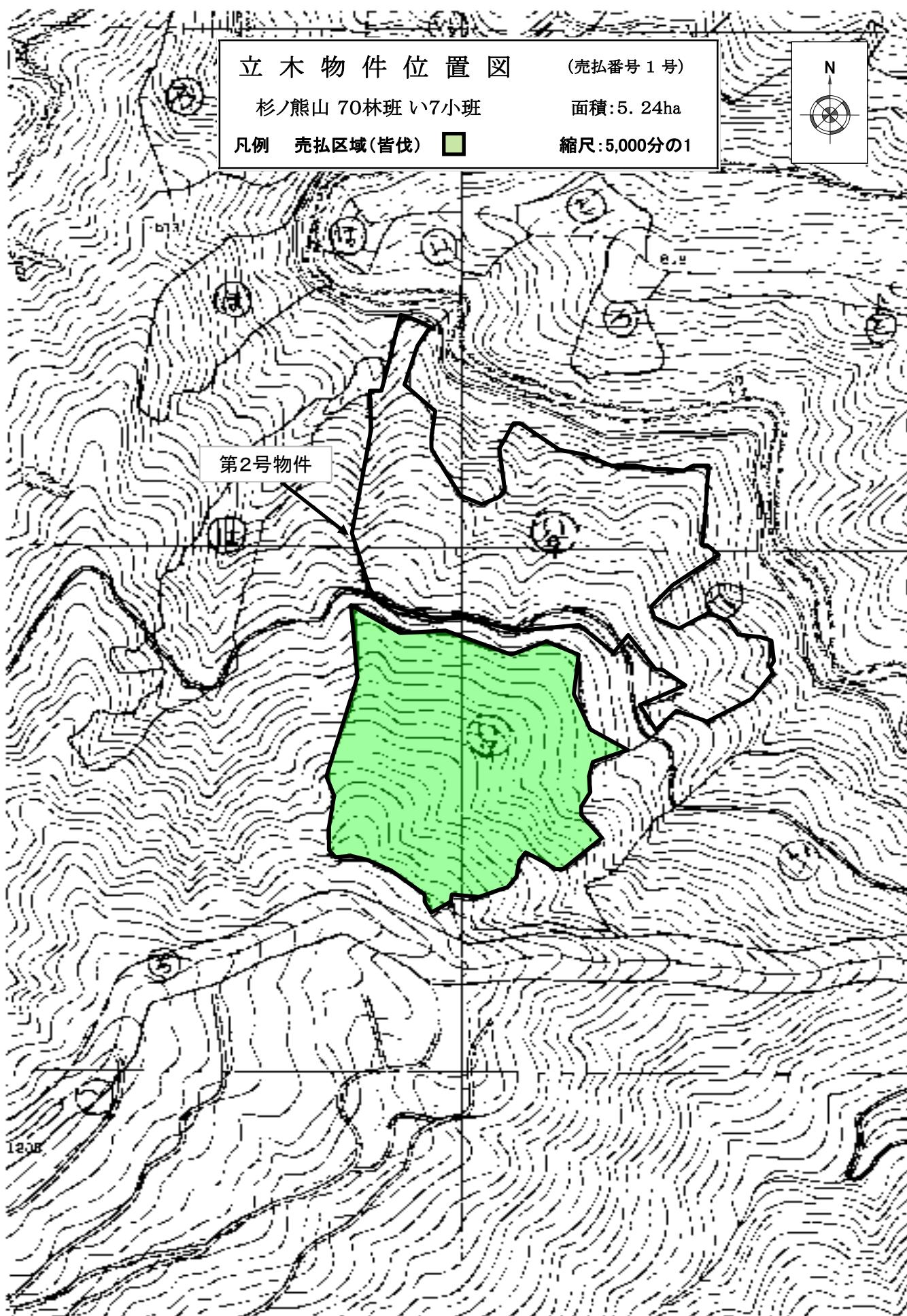
5.24ha

64年生

第1号

スギ			ヒノキ		モミ		ナラ		ケヤキ		サクラ		トチノキ		その他	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	9	0.18														
10	42	2.10														
12	73	5.84														
14	97	11.64														
16	141	23.97	1	0.11												
18	227	52.21														
20	274	82.20	1	0.27												
22	324	123.12	2	0.67												
24	384	176.64								1	0.31				2	0.58
26	378	207.90							2	0.78	2	0.72	1	0.41	1	0.39
28	397	262.02									2	0.87			4	1.77
30	416	324.48	3	1.80			1	0.51			1	0.47			4	1.89
32	442	402.22	1	0.82			2	1.14	2	1.10					1	0.65
34	380	387.60	1	0.78							3	1.95			1	0.68
36	392	454.72	2	2.06	1	0.78	1	0.66			1	0.62				
38	352	450.56	1	1.25							2	1.70			1	0.75
40	318	445.20									2	1.95				
42	250	395.00	1	1.19							2	2.04			1	1.05
44	208	355.68														
46	194	358.90														
48	123	253.38														
50	114	251.94														
52	65	154.70														
54	32	81.60														
56	12	33.48														
58	15	44.55														
60	12	37.92														
62	6	20.79														
64	4	14.72														
66	3	11.43														
70	1	4.72														
計	5,685	5,431.41	13	8.95	1	0.78	4	2.31	4	1.88	16	10.63	1	0.41	15	7.76
															5,739	5,464.13





販売物件明細書

高知中部 森林管理署

1(物件番号) 第2号

2(物件所在地) 高知県香美市物部町別府
及び国有林名等) 杉ノ熊山国有林70林班 い9小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積)
6.54ha

5(林齢) 64年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	5,786	6,279.90	
ヒノキ	80	54.81	
モミ	2	3.18	
ナラ	4	2.80	
ケヤキ	1	0.47	
サクラ	12	8.54	
その他	8	3.48	
計	5,893	6,353.18	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

杉熊林道の使用車両は、8t車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とする。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、貢受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑨林道の災害復旧工事等により、搬出期間の変更を協議することがある。

12(現地案内)

ご希望の方は高知中部森林管理署又は別府森林事務所へお問い合わせください。
高知中部森林管理署:0887-58-3131 別府森林事務所:0887-58-4494

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

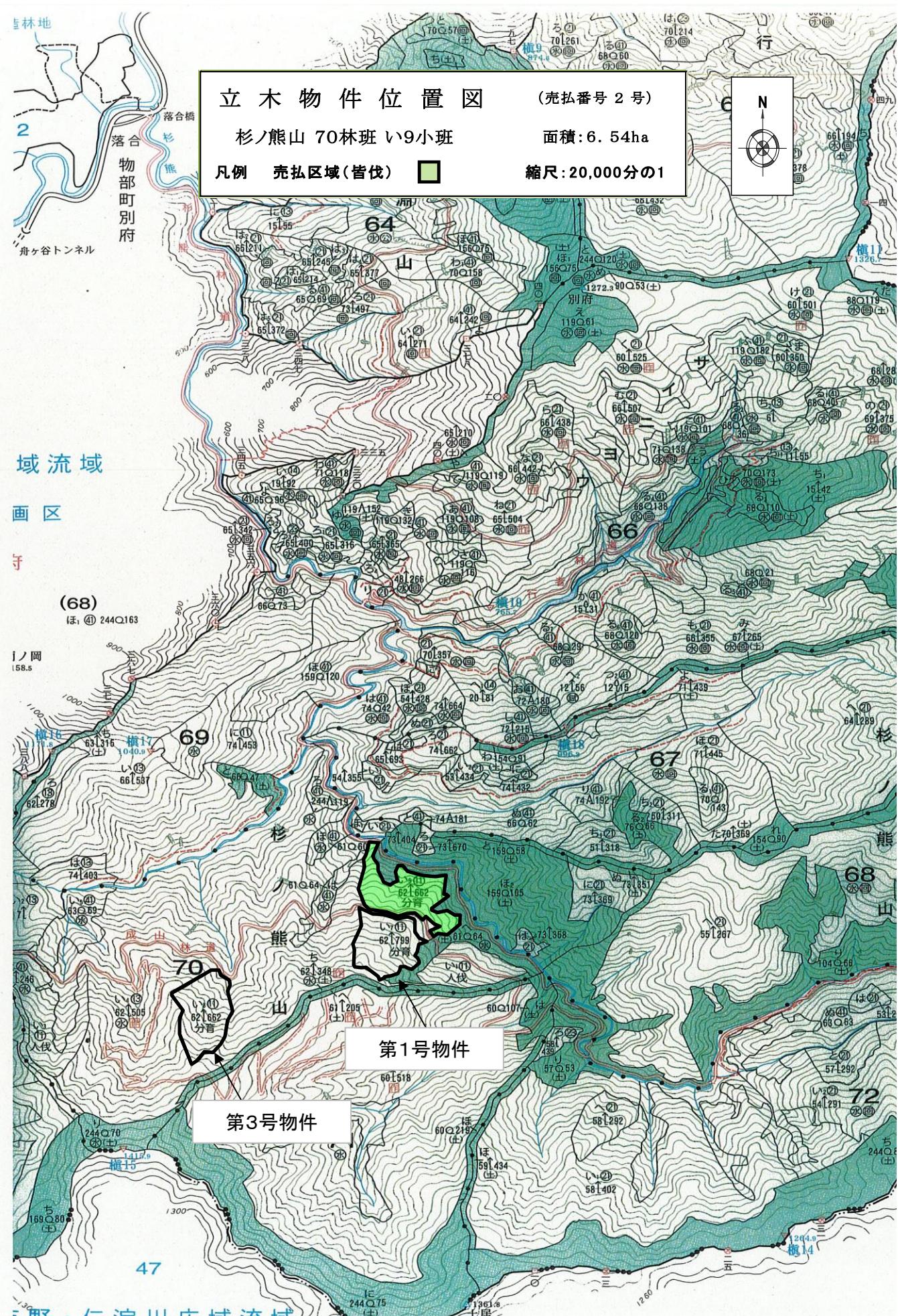
杉ノ熊山国有林70林班 い9小班

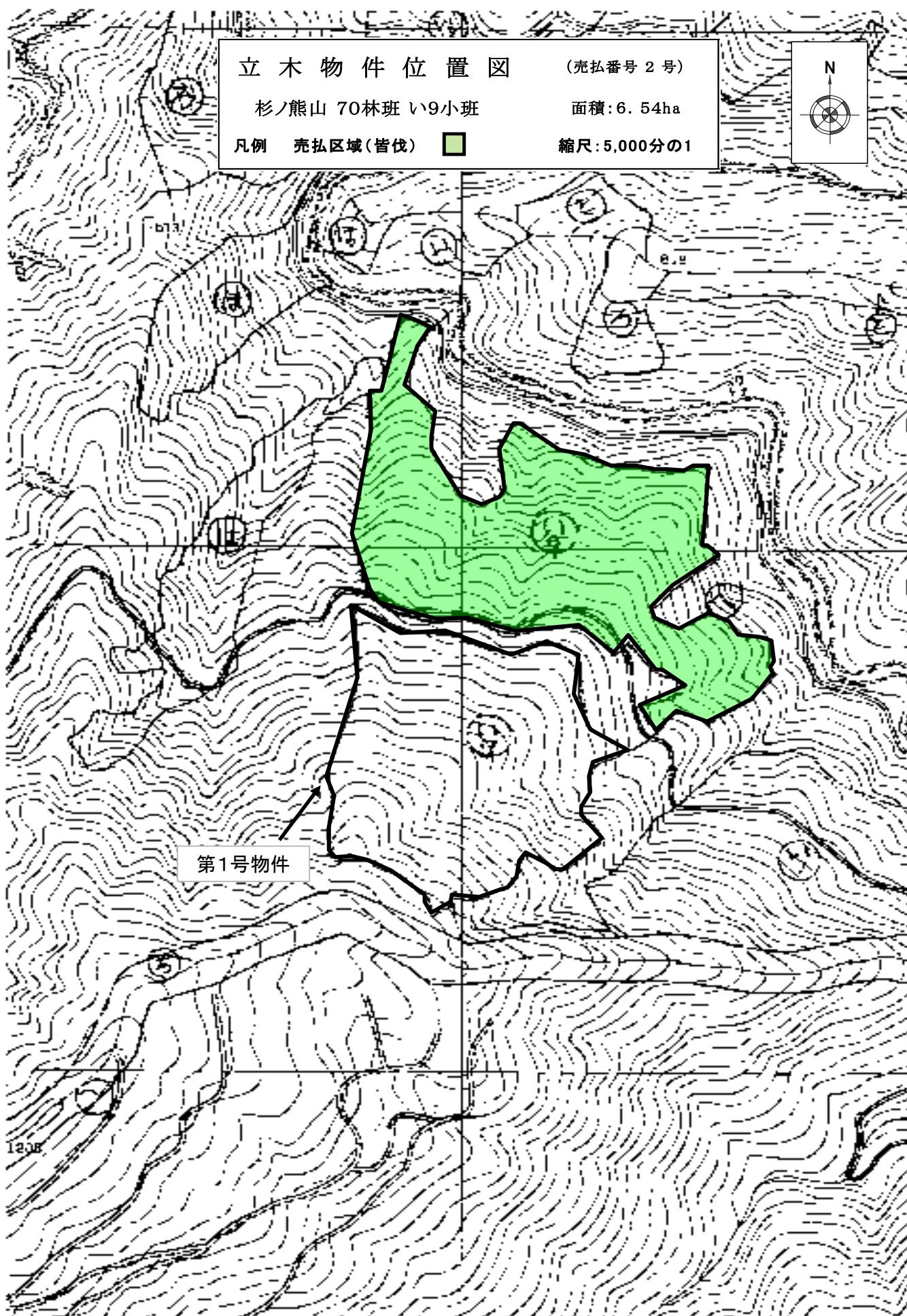
6.54ha

64年生

第2号

直 径	スギ		ヒノキ		モミ		ナラ		ケヤキ		サクラ		その他L	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	3	0.06												
10	7	0.35												
12	29	2.32												
14	28	3.36	3	0.30										
16	100	17.00	5	0.73										
18	164	39.36	5	0.94										
20	263	78.90	4	1.08										
22	335	130.65	5	1.55										
24	346	166.08	8	3.24									2	0.53
26	401	228.57	6	3.13									2	0.70
28	392	258.72	1	0.41							1	0.45		
30	415	323.70	6	4.26			1	0.47	1	0.47	2	0.91	1	0.47
32	418	380.38	10	8.01							2	1.30	1	0.61
34	404	412.08	9	8.04			1	0.59			3	2.03	2	1.17
36	406	470.96	8	7.97			1	0.47			1	0.81		
38	384	506.88	2	2.40										
40	331	479.95									1	0.70		
42	295	466.10	4	5.36										
44	256	450.56			1	1.51					1	1.07		
46	216	410.40	2	3.71			1	1.27			1	1.27		
48	177	373.47			1	1.67								
50	151	342.77	2	3.68										
52	92	223.56												
54	58	154.86												
56	50	142.50												
58	24	72.96												
60	22	71.06												
62	9	32.27												
64	6	22.57												
66	2	7.79												
68	1	4.39												
70														
72														
74	1	5.32												
計	5,786	6,279.90	80	54.81	2	3.18	4	2.80	1	0.47	12	8.54	8	3.48
													5,893	6,353.18





販売物件明細書

高知中部 森林管理署

1(物件番号) 第3号

2(物件所在地) 高知県香美市物部町別府
及び国有林名等) 杉ノ熊山国有林70林班 い8小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.52ha

5(林齢) 64年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	5,912	4,571.63	
ヒノキ	145	59.77	
その他	11	5.85	
計	6,068	4,637.25	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

杉熊林道の使用車両は、8t車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とする。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、貢受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑨林道の災害復旧工事等により、搬出期間の変更を協議することがある。

12(現地案内)

ご希望の方は高知中部森林管理署又は別府森林事務所へお問い合わせください。
高知中部森林管理署:0887-58-3131 別府森林事務所:0887-58-4494

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

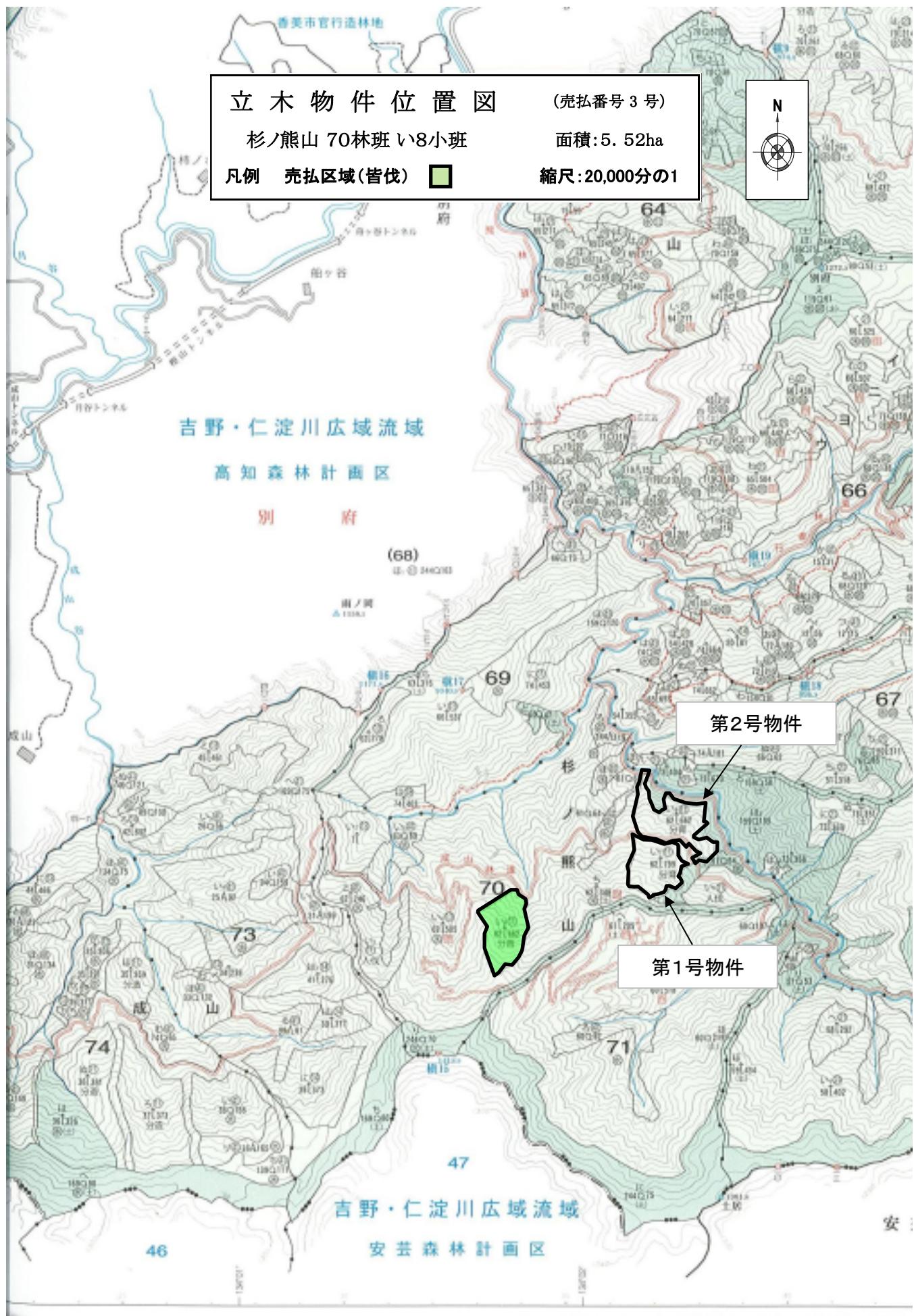
杉ノ熊山国有林70林班 い8小班

5.52ha

64年生

第3号

直 径	スギ		ヒノキ		その他L									
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	1	0.03												
10	2	0.10												
12	22	1.76	5	0.35										
14	76	9.12	4	0.44										
16	162	25.92	6	0.96										
18	288	66.24	19	4.18										
20	381	110.49	14	3.78										
22	397	150.86	28	9.24										
24	437	192.28	17	6.80	3	0.99								
26	601	318.53	14	6.86	1	0.49								
28	546	343.98	11	6.38	1	0.39								
30	566	407.52	10	6.70	3	1.74								
32	512	430.08	11	8.14	1	0.53								
34	457	429.58	4	3.48	1	0.72								
36	403	435.24												
38	327	405.48	1	1.20	1	0.99								
40	249	348.60	1	1.26										
42	160	252.80												
44	123	210.33												
46	79	150.10												
48	45	92.70												
50	43	97.61												
52	17	41.31												
54	8	20.88												
56	4	11.16												
58	3	8.91												
60	1	3.16												
62	1	3.29												
64	1	3.57												
計	5,912	4,571.63	145	59.77	11	5.85								
													6,068	4,637.25



立木物件位置図

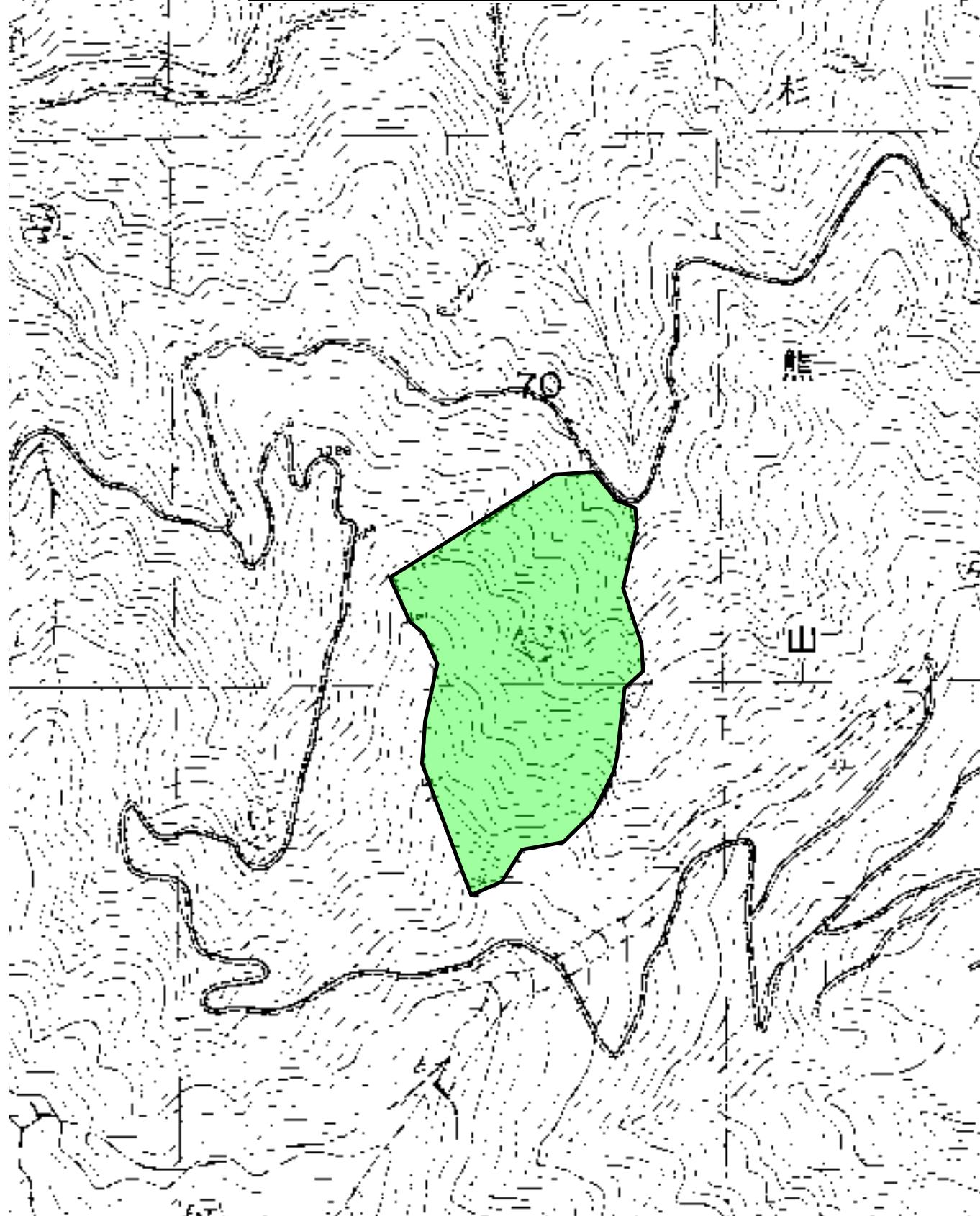
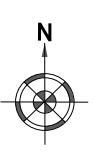
(売扱番号 3号)

杉ノ熊山 70林班 い8小班

面積: 5.52ha

凡例 売扱区域(皆伐) ■

縮尺: 5,000分の1



安芸森林管理署入札案内書 (第10回)

〒784-0044
高知県安芸市川北乙 1773-6
TEL : 0887-34-3145

入札日時：令和8年2月26日（木）実施（10時00分締切　即時開札）

入札場所：安芸森林管理署 会議室

契約締結期限：令和8年3月4日（水）

売扱物件所在場所一覧

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売扱番号	費用負担者数	供託者数	総口数

入札結果一覧

販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第1号

2(物件所在地) 高知県安芸郡東洋町大字野根
及び国有林名等) 別役稻木山国有林 1169林班 ろ小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 4.83 ha

5(林齢) 53年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	1,290	878.56	
ヒノキ	3,005	1,226.05	
アカマツ	10	5.64	
アカマツ低質材	2	0.30	
カシ	2	0.88	
クス	5	4.42	
サクラ	6	2.29	
その他L	158	74.41	
低質材L	45	9.53	
計	4,523	2,202.08	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

分収造林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

別役林道稻木線の規格は、ホイールベース4.5m以下、8t以下です。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、貢受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②当該区域の周囲の国有林は保安林ですので、保安林を利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ③作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

13(その他)

当物件は分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上、入札して下さい。

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		アカマツ低質材		カシ		クス		サクラ		その他L		低質材L	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																		
10	5	0.20	7	0.27														
12	10	0.60	19	1.14														
14	17	1.70	46	4.14														
16	29	4.06	91	11.83					1	0.13								
18	60	11.40	174	31.32					1	0.17								
20	73	18.25	289	69.36													16	2.93
22	96	29.76	427	132.37													29	6.60
24	101	38.38	497	178.92	1	0.31									3	1.04	40	11.16
26	140	65.80	515	226.60	3	1.06			1	0.29	1	0.39	2	0.80	31	10.26		
28	127	71.12	393	196.50													22	8.34
30	123	81.18	242	145.20	3	1.59											19	9.26
32	121	89.54	137	91.79	1	0.53									1	0.45	11	6.11
34	95	81.70	96	71.04					1	0.59	1	0.68					8	4.83
36	85	85.85	45	38.70													5	3.60
38	51	56.61	19	18.05	1	1.05											8	6.09
40	49	62.23	5	5.32	1	1.10					1	0.90					4	3.25
42	41	56.99	2	2.27													2	2.15
44	22	34.54	1	1.23							1	1.13					5	5.73
46	21	35.91															1	1.34
48	8	15.41															1	1.13
50	8	16.85									1	1.32					1	1.16
52	2	4.76																
54	3	7.23																
56	2	5.26																
58																		
60	1	3.23																
62																		
64																		
66																		
68																		
70																		
72																		
74																		
76																		
78																		
80																		
計	1,290	878.56	3,005	1,226.05	10	5.64	2	0.30	2	0.88	5	4.42	6	2.29	158	74.41	45	9.53
																	4,523	2,202.08

立木物件位置図 (売払番号1号)

別役稻木山 1169林班 ろ小班

面積: 4.83 ha

凡例 売払区域(皆伐) ■

縮尺: 20,000分の1

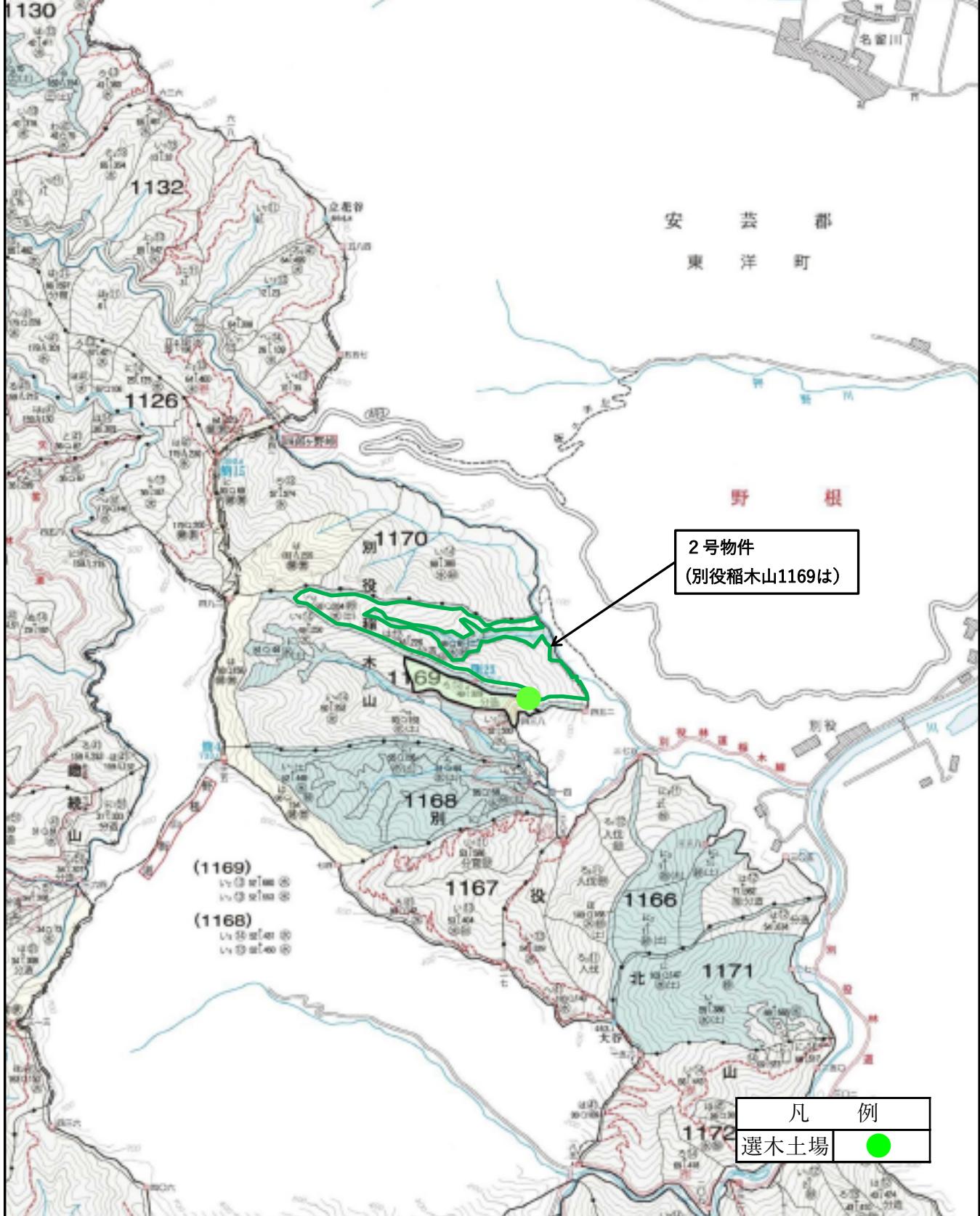


安芸郡
東洋町

2号物件
(別役稻木山1169は)

凡 例

選木土場



立木物件位置図 (壳払番号 1号)

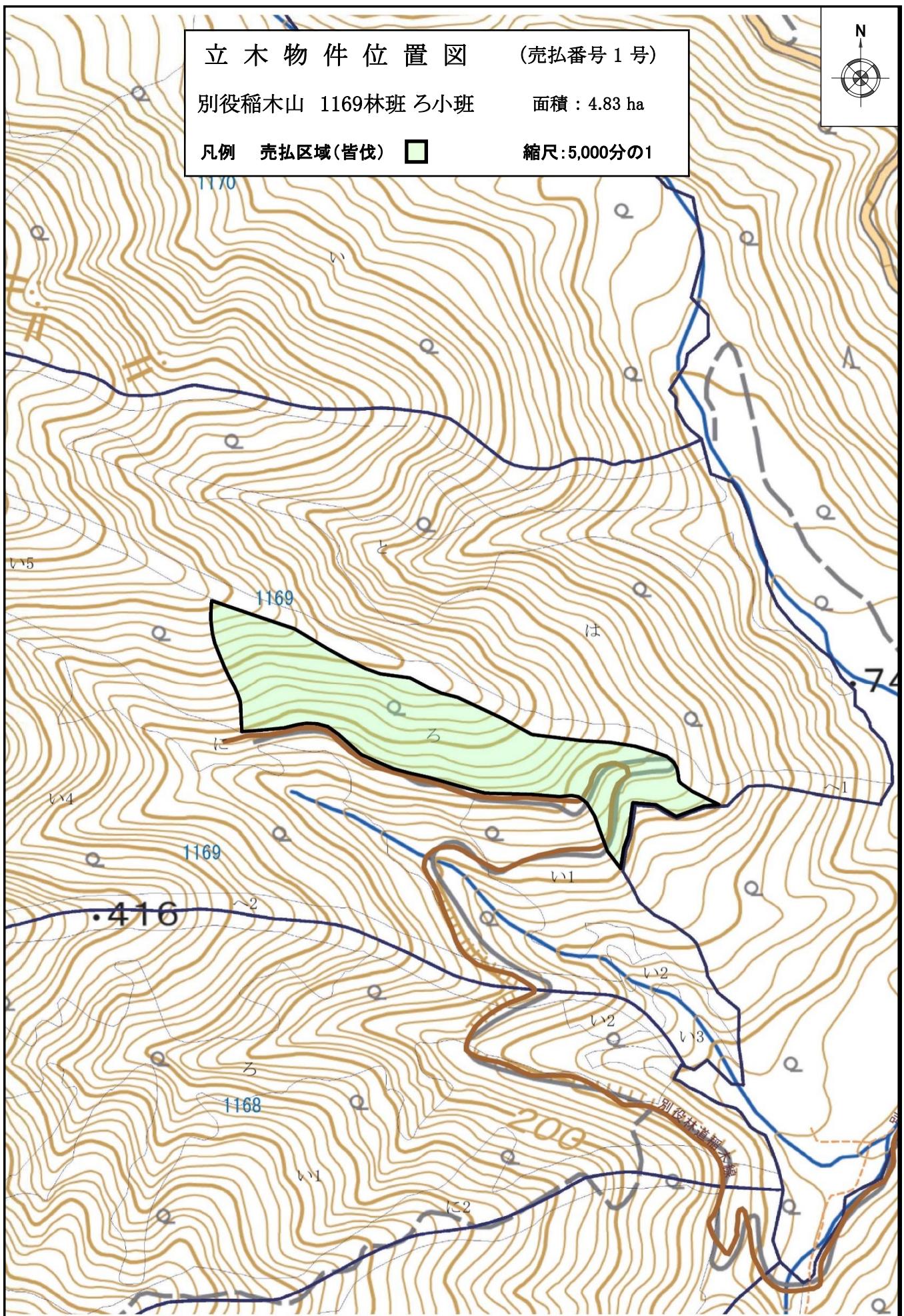
別役稻木山 1169林班 3小班

(壳払番号 1 号)

面積：4.83 ha

凡例 壳払区域(皆伐)

縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第2号

2(物件所在地) 高知県安芸郡東洋町大字野根
及び国有林名等) 別役稻木山国有林 1169林班 は小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 18.73 ha

5(林齢) 52年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積(m ³)	備考
スギ	6,761	4,018.89	
ヒノキ	10,589	4,549.07	
アカマツ	1	0.59	
モミ	1	0.23	
カシ	3	1.17	
サクラ	11	4.04	
他	174	73.73	
低質材	96	20.15	
計	17,636	8,667.87	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

分収造林
砂防指定地
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

別役林道稻木線の規格は、ホイールベース4.5m以下、8t以下です。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の盛土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②当該区域の周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ③隣接する1169林班に小班は、森林作業道の作設に制限がありますので注意してください。
不明な点は担当にご確認ください。
- ④作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。
- ⑤区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

13(その他)

当物件は分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札して下さい。

14(物件明細) 別役稻木山国有林 1169林班 は小班 18.73 ha 52年生 第2号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		カシ		サクラ		他L		低質材L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																
10	18	0.72	11	0.44												
12	31	2.17	71	4.97												
14	66	6.60	190	19.00												
16	132	19.80	412	57.68												
18	230	46.00	738	140.22												
20	429	111.54	1,089	272.25											40	7.19
22	644	212.52	1,428	442.68			1	0.23							56	12.96
24	736	294.40	1,599	607.62					2	0.56	2	0.62	46	13.46		
26	782	383.18	1,533	705.18							7	2.44	49	17.00		
28	848	474.88	1,274	675.22									26	10.89		
30	812	535.92	973	612.99	1	0.59							16	7.42		
32	677	521.29	607	430.97					1	0.61	2	0.98	15	8.63		
34	510	438.60	346	269.88									7	4.52		
36	376	364.72	168	152.88									7	5.07		
38	184	204.24	95	95.00									6	4.79		
40	126	154.98	38	41.42									1	0.90		
42	69	93.15	13	15.47									1	1.05		
44	34	51.68	3	3.64												
46	27	44.82														
48	15	27.00														
50	10	19.40	1	1.56												
52	2	4.48														
54	2	4.38														
56	1	2.42														
58																
60																
62																
64																
66																
68																
70																
72																
74																
76																
78																
80																
計	6,761	4,018.89	10,589	4,549.07	1	0.59	1	0.23	3	1.17	11	4.04	174	73.73	96	20.15
													17,636	8,667.87		

